

点検評価ポートフォリオ

山陽小野田市立山口東京理科大学

2024 年 5 月

はじめに

大学設置の背景

昭和 58（1983）年、我が国では、先端技術産業を中核とした産・学・住が一体となった街づくりを促進し、研究開発施設等各種産業基盤の事業整備等の推進を通じて地域経済の振興と向上を目指す「高度技術工業集積地域開発促進法（テクノポリス法）」が制定された。通商産業省の産業政策では、中央集権的政策から地域企業主導が全面に打ち出され、ハイテク産業と大学が連携した地域発展リサーチパークとして、産業、学術及び居住空間が有機的に結合された新しいまちづくりを行うテクノポリス計画として地域ハイテク戦略に大きな期待が掛けられた。地方自治体の関心は非常に高まりを見せ、国が定めた指針に沿った開発計画を作成するために、各自治体は理工学系大学の設置と誘致に積極的に取り組むことになった。

山口県、小野田市（現山陽小野田市）、宇部市の各当局をはじめ、各種関係機関は「地元の教育環境の向上」と「地域産業の振興発展」を願い、学校法人東京理科大学に対し、先端技術産業関連の中堅技術者の養成を目的とする工学系短期大学の誘致を行った。

昭和 62（1987）年 4 月、設置経費の寄付と用地の無償譲渡及び無償貸与による公私協力方式により、学校法人東京理科大学のもとに東京理科大学山口短期大学が設置された。その後、IT 革命による科学技術の急速な進歩発展にともなう高度な専門知識・能力をもつ技術者の人材養成が求められるようになり、1995（平成 7）年 4 月に、同短大を発展的に改組し、4 年制大学として山口東京理科大学が設立された。2016 年 3 月までに、短期大学 1,896 名、4 年制大学 2,269 名、大学院修士課程 204 名、博士後期課程 8 名の人材を社会に送り出した。

2016（平成 28）年 4 月、地方都市における落ち

着いた教育環境のもと、東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的に、大学の設置者を学校法人東京理科大学から公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に変更し、山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）として公立大学に生まれ変わった。

建学の精神

本学は、「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」という建学の精神に基づき、工学の基礎及び応用を教育研究するとともに、幅広い教養教育を行い、人間性及び創造性豊かな人材を育成して、文化の進展及び産業の興隆に寄与するものである。

使命・目的

本学の目的は、山陽小野田市立山口東京理科大学学則第 1 条において、「山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における恵まれた教育環境のもと、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する人材の育成に貢献することを目的とする。」として定めている。本学大学院の目的は、山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則第 5 条において、「本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。」とし、同条第 2 項において「本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。」として定めている。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「学生受入れに関する活動の取組み」	37
取組み2 「教育課程及び教授方法に関する活動の取組み」	38
取組み3 「学習成果に関する分析の取組み【学習成果】」	39
取組み4 「データサイエンスに関する教育研究水準の向上を図る取組み」	40
取組み5 「教育研究の質向上を図るための外部資金獲得支援の取組み」	41
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「地域産業の技術的課題をテーマにした産学官連携プロジェクト型教育」	45
取組み2 「地域が抱える課題を学生が解決する「地域密着型卒業研究」	46
取組み3 「山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」	47
取組み4 「医薬品産業向け人材育成・確保プログラム実践の取組み」	48
取組み5 「山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師育成プログラム」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

山陽小野田市立山口東京理科大学

(2) 所在地

山口県山陽小野田市大学通一丁目1番1号

(3) 学部等の構成

学部：工学部、薬学部

研究科：工学研究科、薬学研究科

その他の組織：共通教育センター

(4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学生数：学部1,774名、大学院66名

教員数：117名（技能員2名含む）

職員数：52名

(5) 理念と特徴

薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成を図るため、学びを展開している。

a) 確かな基礎学力

技術の進歩は速く、産業界では最先端技術のみに精通することではなく、技術の進歩に素早く対応できる確実な基礎学力が求められている。本学では、体系的な教育により、変化の早い技術の進歩に対応できる「確かな基礎学力」を身につけ、技術革新をリードできる、柔軟性豊かな人材を育成する。

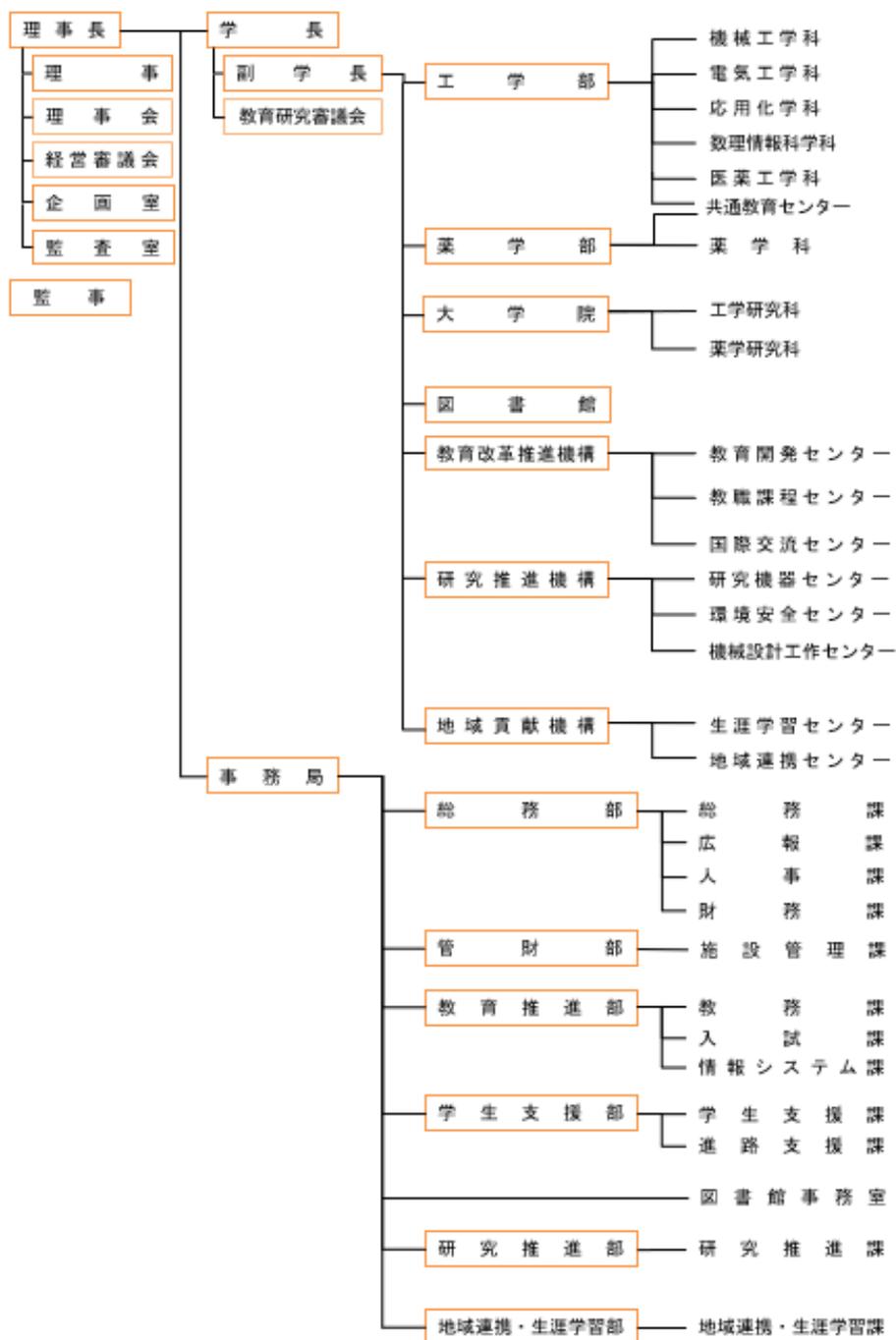
b) 高度な専門知識

地域産業界の中核で活躍する人材（キーパーソン）になるには、学問の本質に迫る深い専門知識を有し、応用を創造できる力が必要である。本学では、高度な専門知識と応用技術、研究方法を習得し、事象の本質的な理解を深めるとともに、応用を創造できる能力と、課題を発見し解決できる能力を身につけた、独創性豊かな人材を育成する。

c) 豊かな人間形成

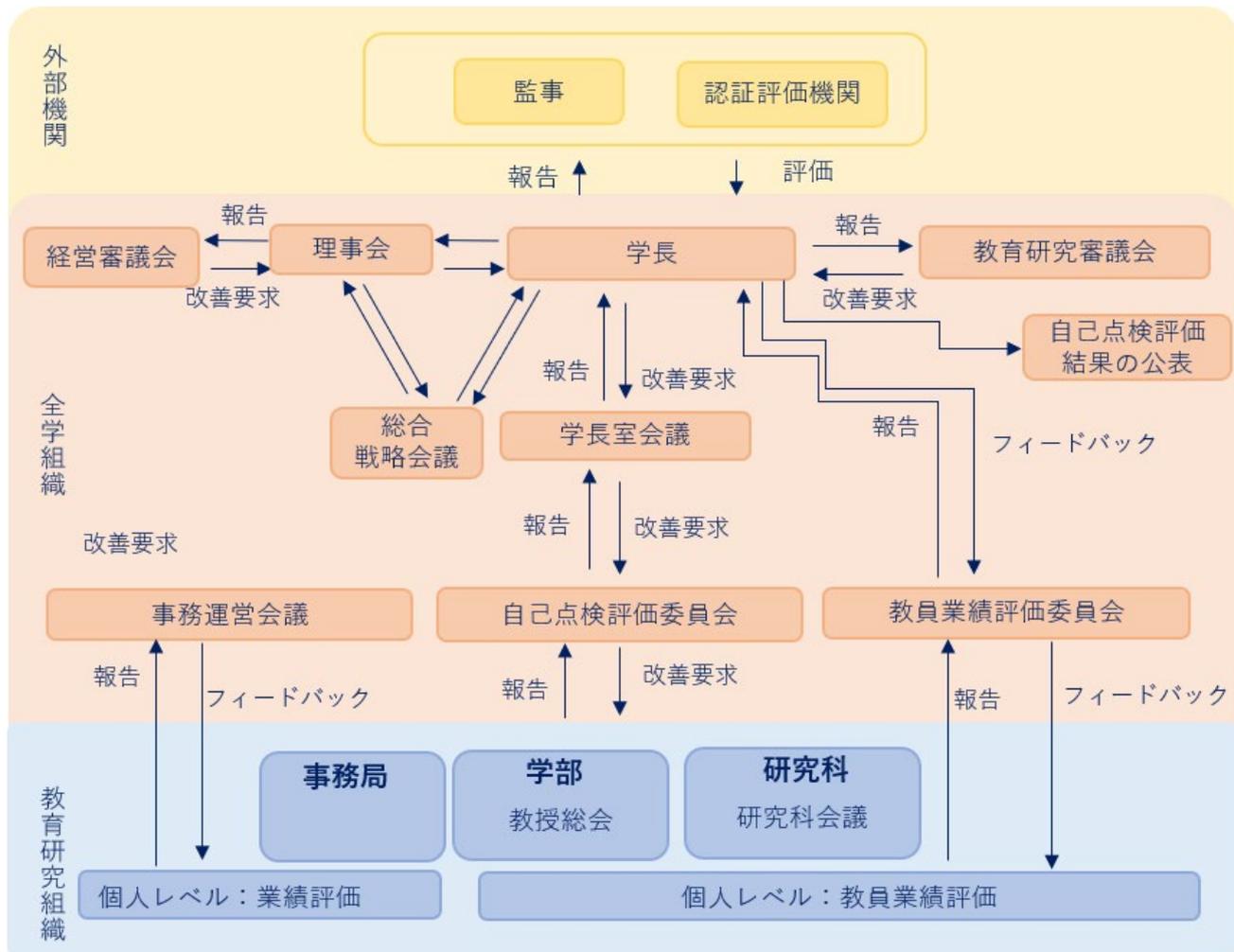
リーダーとして活躍するには、世界の動きや文化を理解できる深い教養と学際領域の幅広い知識が必要である。本学では、国際感覚、社会認識、経済感覚、倫理や責任感、自然科学に対する教養を育み、物事に対する自分の考えや視点を持ち、口頭・文章で表現できる能力や国際的に通用する英語力の基礎を身につけた、人間性豊かな人材を育成する。

(6) 大学組織図



教育研究上の基本となる組織として、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科、数理情報科学科、医薬工学科）、薬学部（薬学科）、工学研究科工学専攻（修士課程、博士後期課程）、工学研究科数理情報科学専攻、薬学研究科薬学専攻（博士課程）の2学部6学科、2研究科3専攻を設置している。

(7) 内部質保証体制図



全学的な内部質保証は、各部局から自己点検評価の結果を学長が議長となる「自己点検評価委員会」に報告し、同委員会が部局横断的視点での評価を検証し結果を「学長室会議」に報告している。

「学長室会議」は報告に基づき、自己点検評価を精査し、「総合戦略会議」に報告している。「総合戦略会議」は公表及び改善の可否の決議をおこない、改善が必要であれば、各会議体を通じて、各部局に改善を要求する。

併せて、結果の公表に関して、経営面は理事長が議長となる「理事会」及び「経営審議会」で審議し、教育面に関しては学長が議長となる「教育研究審議会」で審議し、両審議会承認を得たうえで、学長が自己点検評価結果を公表している。

上記全学的な内部質保証体制とは別に教職員個人レベルでも評価制度を設けており、教育職員は①研究活動に係る分野（研究分野）②教育活動に係る分野（教育分野）③学内外に対する貢献活動に係る分野（貢献分野）に関して、総合的な達成度を鑑み評価委員会が評価を決定している。

また、事務職員に関しては、年度当初に目標を所属長と面談のうえ策定し、期末面談をして、達成度を確認し、事務運営会議で評価を審議している。

なお、個人レベルの業績評価に関しても両委員会にて審議した後、フィードバックしている。

大学の目的

(1) 学則

・山陽小野田市立山口東京理科大学学則

(目的)

第1条 山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。

・山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則

(目的)

第5条 本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。

2 本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えるとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

大学の目的は、「理学の普及をもって国運発展の基礎とする」という建学の精神を基に、学則第1条において、「山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的とする。」と定めている。

大学の目的を実現するために、教育研究上の組織として、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科、数理情報科学科及び医薬工学科）、薬学部（薬学科）の2学部6学科を設置している。

工学部における人材の養成に関する目標は、学則第4条第3項において、「工学部は、機械工学科、電気工学科、応用化学科、数理情報科学科及び医薬工学科における教育研究を通じて、「工学」と「理学」の融合を目指した独創的かつ先進的な取り組みを行い、社会に役立つ工学を開拓できる専門及び応用知識の探求、先進技術及び工学に应用できる実験技術の教授を通じて、人間や自然・環境を意識して問題を解決できる能力、自己表現力や情報解析能力を高め、世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。」と定めている。

薬学部における人材の養成に関する目標は、学則第4条第3項において、「『薬学をとおして人の健康を守る』という高い志と倫理観・研究心を持ち、薬剤師資格を得た優れた薬学人を養成し、もって山口県を中心とする地域に貢献することを目的とする。」と定めている。

工学部の学士課程を修了した者には「学士(工学)」の学位を、薬学部の学士課程を修了した者には「学士(薬学)」の学位を授与する。このように教育研究組織は、「薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究する」という大学の目的と整合したものとなっている。

2) 収容定員

収容定員は、学則第5条において、学部ごとに定め、教育研究実施組織及び施設設備その他教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、工学部 1,200人、薬学部 720人、合計 1,920人としている。

在学生の数を収容定員に基づき適正に管理するため、学部運営会議及び学部教授総会において月次で確認を行っている。

2024年5月1日現在の在学生数は1,774人であり、収容定員1,680人に対する充足率は1.06倍となっている【表1】。なお、2024年度の医薬工学科の開設にあわせ工学部5学科全ての定員を60名に変更した。

【表1】収容定員充足状況 (2024年5月1日現在)

学部	収容定員							在学 生数	充足 状況
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
工学部	300	260	200	200	-	-	960	1,039	108%
薬学部	120	120	120	120	120	120	720	735	102%
計	420	380	320	320	120	120	1,680	1,774	106%

3) 入学定員

入学定員は、学則第5条において、工学部 300人、薬学部 120人、合計 420人と定めている。2024年5月1日現在の入学者数は449人であり、入学定員420人に対する入学定員超過率は1.07倍と、2017年文部科学省告示第154号にて定められた入学定員の超過率1.10倍未満(学部規模100人以上300人未満の基準)を遵守している【表2】。

【表2】入学定員充足状況 (2024年5月1日現在)

学部	学科	入学定員	入学者数	充足状況
工学部	機械工学科	60	64	107%
	電気工学科	60	65	108%
	応用化学科	60	62	103%
	数理情報科学科	60	64	107%
	医薬工学科	60	62	103%
	計	300	317	106%
薬学部	薬学科	120	132	110%
合計		420	449	107%

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に努めている。
改善を要する点	本学が全国で唯一となる公立薬工系大学として、地域の社会・経済・文化への貢献を果たすために、地域が必要とする教育研究組織の再編を含めた改善に取り組む。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・ 建学の精神
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第1条（目的） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第1条（目的）
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条別表第3（人材育成に関する目的）
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第5条 ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ 大学組織 本学専任教員（職位別）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条（学部及び学科）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第5条 ○ 認証評価共通基礎データ ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学部運営会議規程
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款 第3条（大学の設置） ○ 山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第4条第2項（学部及び学科）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

大学院の基本となる組織として、工学研究科(工学専攻、数理情報科学専攻)と、薬学研究科(薬学専攻)を設置している。

① 工学研究科

工学研究科は5年の課程を前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程とする区分制博士課程を設置している。

修士課程の目的は、大学院学則第5条第1項において、「本学大学院修士課程は、広い視野に立って学識を養い、研究及び応用の面で、理学と工学の調和の取れた能力を育み、常に基本に立ち戻って新しい課題に取り組む態度を培うことを目的とする。」と定めている。

博士後期課程の目的は、同条第2項において「本学大学院博士後期課程は、修士課程で育まれた能力、幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えとともに地域社会に貢献する能力を培うことを目的とする。」と定めている。

工学専攻修士課程を修了した者には、「修士(理学)」又は「修士(工学)」の学位を、博士後期課程を修了した者には、「博士(理学)」又は「博士(工学)」の学位を授与する。また、数理情報科学専攻の修士課程を修了した者には、「修士(工学)」の学位を授与する。

② 薬学研究科

薬学研究科には4年制の薬学専攻博士課程を設置している。博士課程の目的は、大学院学則第6条第2項において、「薬学研究科博士課程は、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力、技能及びその基礎となる豊かな学識を備え、研究者、技術者又は医療従事者として自立し世界的水準で活躍できる人材を育成し、特に薬学領域における科学・医療・技術の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

薬学専攻博士課程を修了した者には、「博士(薬学)」の学位を授与する。

2) 収容定員

収容定員は、大学院学則第7条において、教育研究実施組織及び施設設備その他教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定め、工学研究科修士課

程60人、博士後期課程9人、薬学研究科博士課程20人、合計89人としている。

在学生の数を収容定員に基づき適正に管理するため、研究科幹事会及び研究科会議において確認を行っている。

3) 入学定員

入学定員は、大学院学則第5条において、工学研究科修士課程30人、博士後期課程3人、薬学研究科博士課程5人、合計38人と定めている。

工学研究科工学専攻の修士課程では、入学定員及び収容定員を超過している。超過している理由としては学部低学年時から将来研究職を希望するには大学院への進学を推奨したことが要因である。そのため定員超過を是正することを目的とし、令和7年4月に、工学専攻(入学定員15人)を、機械工学専攻(入学定員10人)、電気工学専攻(入学定員10人)、応用化学専攻(入学定員10人)の3専攻に改編するため、令和6年4月に文部科学省に設置届出を行った。

大学院の両専攻科では、社会人大学院生を獲得するため、授業料半額免除制度、本学と包括的連携協定を締結した企業からの社会人に対する大学院入学半額免除制度、早期修了制度等を導入し、改善に向けた取り組みを行っている。なお、修士課程の安定的な定員確保を目的とし、近隣の工学部を設置している大学や企業へパンフレット等を送付して定員確保に努めている

〔参考〕大学院の入学定員、入学者数(2024年度)、収容定員、学生数(2024年5月1日現在)

研究科	専攻	課程	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
工学	工学	修士	15	24	30	56
		博士後期	3	1	9	2
	数理情報科学	修士	15	2	30	2
薬学	薬学	博士	5	6	20	6
合計			38	33	89	66

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

幅広い知識を最先端の研究分野に活かし、これを深く窮め、社会の要請に弾力的に応えとともに地域社会に貢献する能力を持った人材を育成している。

改善を要する点

博士後期課程の収容定員を充足するとともに、博士後期課程では材料分野以外の領域の発展に貢献できるよう、教員の研究能力の向上や研究活動を支援する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第5条(目的)
大学院設置基準		
②	<p>第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第2項(人材養成に関する目的)
③	<p>第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第3条(課程) 第4条(修業年限)
④	<p>第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第4条(修業年限)
⑤	<p>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第4条(修業年限)
⑥	<p>第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科)
⑦	<p>第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科)
⑧	<p>第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第7条(収容定員) ○認証評価基礎データ ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院研究科幹事会規程
⑨	<p>第二十二條の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項(研究科) 第6条第2項(人材養成に関する目的)

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

学則第40条において、学部の教育研究に関する審議を行うため、教授会及び教授総会を置いている。教授会は、専任の教授をもって組織し、教授総会は専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。教授総会は、原則として月次に開催している。

教授会及び教授総会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとしている

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会及び教授総会の意見が必要なものとして、学長が別に定める事項

2) 教員組織

教育研究上の組織として、工学部（機械工学科、電気工学科、応用化学科、数理情報科学科、医薬工学科）、薬学部（薬学科）、両学部の教養教育を担う共通教育センターを設置している。

基幹教員の年齢構成は、40歳以下が10.3%、41歳～50歳が38.2%、51歳～60歳が30.9%、61歳以上が20.6%と、特定の年齢に著しく偏ることのないよう配慮し、充実した教育研究体制の維持に努めている。職位別の構成は、教授が52.6%、准教授が28.9%、講師が18.5%である。

教員の採用・昇任については、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」で実施方法、選考方法、採用・昇任の手続等を明記しており、これに基づき教員人事委員会において審議を行っている。

定年による教員の退職に伴う新任教員の採用については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないよう年齢構成などのバランスを十分に考慮し、将来を見据えた人事計画に基づき採用等を行っている。

3) 授業科目の担当

本学では「各教育課程上主要と認める科目については原則として基幹教員が担当する」との大学設置基準に従い、基本的に主要授業科目については基幹教員を配置している。

工学部では、開講科目のうち基幹教員が担当する授業科目は約81% (241科目)、薬学部では約78% (107科目) である。

工学部及び薬学部において2024年度開講の主要授業科目のうち、基幹教員が担当する授業科目は100%である。

教育の効果を高めるため、教育補助者として、演習・実習・実験の授業科目に助教やティーチング・アシスタントを配置し、充実した授業を実施している。ティーチング・アシスタントに対してはFDとして研修会を行い、教育補助者としての心得と役割、具体的な業務内容について必要な研修に取り組んでいる。教育効果測定結果報告書及びFD活動報告書により教育効果を測定しており十分な教育効果を上げている。

4) 基幹教員数

工学部では、機械工学科8人、電気工学科8人、応用化学科10人、数理情報科学科10人、医薬工学科10人の基幹教員を配置し、大学設置基準別表第1の「工学関係・収容定員160～320人」に規定される1学科の基幹教員8人を満たしている。

薬学部では、37人の基幹教員を配置し、大学設置基準が定める1学科の基幹教員28人を満たしている。また、同基準別表第1イ備考10の規定に基づき、薬剤師としての実務の経験を有するものを配置している。

また、全学の教養教育を担当する共通教育センターには14人を配置し、同基準別表第2の大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数を合計した数を満たしている。

なお、工学部及び薬学部における実務家教員による授業科目の一覧と授業の概要を大学ホームページにて公開している。

学部	学科	収容定員数	必要な基幹教員数	基幹教員数	うち教授	うち准教授等
工学部	機械工学科	240	8	8	4	4
	電気工学科	240	8	8	4	4
	応用化学科	300	8	10	5	5
	数理情報科学科	240	8	10	5	5
	医薬工学科	240	8	10	7	3
薬学部	薬学科	720	28	37	19	18
共通教育センター		-	19	14	7	7
合計		1,980	87	97	51	46

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教養教育実施のための体制を整備している。
改善を要する点	教授会及び教授総会規程については役割分担等が不明瞭なため見直しを検討する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第12章 教授会及び教授総会 ○山陽小野田市立山口東京理科大学教授会及び教授総会規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第5条の6（教育職員） ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程 第7条（職務） ○山陽小野田市立山口東京理科大学WEBページ ・教育組織・教員の数 ・教員紹介 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における専任教職員の採用及び昇任に関する規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学共通教育センター規程
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第6条（教育課程） ○山陽小野田市立山口東京理科大学教務委員会規程 第2条（審議事項） ○山陽小野田市立山口東京理科大学シラバス ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業嘱託（非常勤）規程
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数とを合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数とを合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認証評価基礎データ

③及び④については、以下の省令により従前の例によることできる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることできる。

一この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

□ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 研究科会議、研究科委員会

大学院学則第 36 条において、大学院の教育研究に関する審議を行うため、研究科会議及び研究科委員会を置いている。

研究科会議は、研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員をもって組織している。審議事項は、大学院学則第 37 条において「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」と定めている。

- (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見が必要なものとして、学長が定める事項

研究科委員会は、研究科長及び博士課程の研究指導教員をもって組織している。審議事項は、大学院学則第 38 条において「研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べるものとする。」と定めている。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見が必要なものとして、学長が定める事項

2) 教員組織

大学院では、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるように、研究科の授業及び研究指導を担当する「研究指導教員」、研究科の授業及び研究指導の補助を担当する「研究指導補助教員」、研究指導教員又は研究指導補助教員以外の者で各研究科の授業を担当する「授業担当教員」に区分して配置している。

研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員の内訳は工学研究科工学専攻修士課程では、専任教員 25 人（教授 12 人、准教授 8 人、講師 5 人）の内、研究指導教員 17 人（教授 12 人、准教授 5 人）、研究指導補助教員 8 人を配置している。

数理情報科学専攻修士課程では、専任教員 9 人（教授 4 人、准教授 3 人、講師 2 人）の内、研究指導教員 7 人（教授 4 人、准教授 3 人）、研究指導補助教員 2 人（講師 2 人）を配置し、いずれの修士課程も、平成 11 年文部省告示第 175 号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」の専門分野「工学」における必要教員数（研究指導教員 4 人以上研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて 7 人以上、研究指導教員の 3 分の 2 以上は教授）を満たしている。

また、工学研究科工学専攻博士後期課程では、専任教員 13 人（教授 12 人、准教授 1 人）の内、研究指導教員 12 人、研究指導補助教員 1 人を配置している。

薬学研究科薬学専攻博士課程では、専任教員 25 人（教授 17 人、准教授 8 人）の内、研究指導教員 13 人、研究指導補助教員 4 人を配置し、いずれの博士課程も文部省告示に定める必要教員数を満たしている。

教員は全員が博士号の学位を有し十分な研究業績と教育指導能力を有し、大学院設置基準第 9 条第 2 項の基準を満たしている。

年齢別の教員構成は、40 歳以下が 1.9%、41 歳～50 歳が 40.4%、51 歳～60 歳が約 36.5%、61 歳以上が 21.2%であり、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのない構成となっている。

3) 組織的な教育

研究指導教員は、学生と相談のうえ研究課題に即した研究計画を定めるため、「研究指導計画書」を作成する。また、指導教員以外からも指導や助言を受けることができるよう複数教員指導制度を導入している。

また、専門の近い複数の研究分野を形成し、組織的かつ効果的な研究体制を整備している。

なお、専門領域からなる縦糸的な研究体制と、専門の近い研究室が専門領域を超えて連携協力する横糸的な研究体制が融合した教育研究体制となっている。

	設置基準上必要な人数		教員の配置状況	
	研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員	研究指導補助教員
工学研究科 工学専攻修士課程	4	7	20	6
工学研究科 数理情報科学専攻 修士課程	4	7	8	2
工学研究科 工学専攻博士 後期課程	4	7	8	1
薬学研究科 薬学専攻博士課程	8	14	13	4

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	持続的な教員の資質・能力の向上と適切な評価をめざして、FD 委員会をはじめとする各組織委員会の取り組みの改善に努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合には、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第34条（授業及び研究指導の担当）</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院運営規程 第2条（大学院教員の種類）</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則</p> <p>○本学専任教員年齢構成</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第34条（授業及び研究指導の担当）</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員の資格基準に関する規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院運営規程 第2条（大学院教員の種類）</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学大学院担当教員の資格基準等に関する規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科教員構成及びその資格基準と審査に係る内規</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院薬学研究科教員構成及びその資格基準と審査に係る内規</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第6条第1項（研究科）</p> <p>○認証評価基礎データ</p>

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

大学の入学者選抜の方式に関しては、受入れの方針に基づき、学力レベルを維持し安定的に定員を確保するために3つの入試方式(学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜)において募集単位ごとに、入学者に求める能力・適性等に関して考え方をまとめた入学者選抜の原案を入試委員会が中心となって作成し、教授総会で決定している。

なお、合格者の判定に関しても教授総会の議を経て入学者決定会議で承認を得ている。

2) 教育課程の編成方針

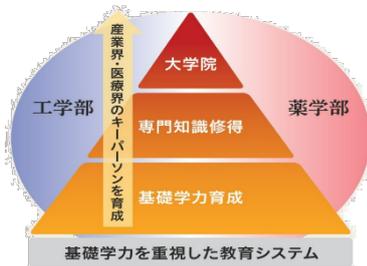
各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け各年次に配当して編成している。

工学部では、大学の基本理念に基づいて各学科が定める教育目標を実現するための教育課程を編成し、高度な専門知識と応用技術を修得するとともに、人間や自然・環境を配慮した問題を解決できる能力、自己表現力や情報解析能力を修得できる体系的な教育課程を実践している。

段階的な知識の修得を支援するため、工学分野における各専門分野の基盤をなす「数学」、「物理」に関する重要な科目は講義と演習を一対で構成し「必修科目」としている。図に示すとおり、1年次に「基礎科目」で専門家としての能力を養うための基盤づくりをした上で、工学分野における高度な専門知識と応用技術、研究方法を習得する「専門科目」を学ぶよう体系的に構成されている。なお「専門科目」では事象の本質的な理解を深めるとともに、工学的な応用を創造できる能力と、課題を発見し解決できる能力を身につける。

また、「一般科目」に関しては従来「人文科学」と「外国語」の2分類であったが、現行は「人文科学系」「自然科学系」「社会科学系」「健康科学」「外国語」の5分野に細分化しより深い素養を身につける内容に再編成しバランスよく配置している。

薬学部も工学部と同様に1年次から教養を深める「一般科目」にあわせて薬学の基礎となる「化学」を中心に「数学」「物理」の「基礎科目」を修得した上で「専門科目」に進む。「専門科目」では高度な薬学教育と併せ、地域創生の観点から健康医療に



関わる課題等に積極的に取り組み、薬学人としての教養と倫理観、地域愛、リーダーシップの醸成、薬学人としての基本的な知識・技能と、それらに裏付けられた応用力、薬学人としての問題発見・解決能力と研究遂行意欲、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を習得するための教育課程を編成している。

3) 授業の単位、授業時間、授業の方法

単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成され、この45時間の学修は、講義、演習等の授業時間に加えて、学生が自主的に行う準備、学習等の自習時間が含まれる。卒業に必要な修得単位数の下限は、工学部の機械工学科及び電気工学科は128単位、応用化学科は127単位、数理情報科学科及び医薬工学科は124単位であり、6年制の薬学部薬学科は205単位である。

授業時間は、原則として90分授業を16回(試験1回を含む)で行う。集中講義を行う場合、原則として90分、1日3回を超えないようにし、16回分の授業数を確保している。

単位制の趣旨を保つために、学生が予習や復習など授業外において学習する具体的な内容をシラバスに提示し、学生が主体的に授業のための事前及び事後学習を展開できるように工夫している。授業科目を履修することで、学生は何ができるようになるのかということを明確化し、学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明した「学習・教育到達目標」を、学習者が獲得すべき知識、スキル及び態度としてシラバスに示している。科目についてはDPに関連したCPに基づき配置されており、CP、DPは学修簿に掲載されており、シラバスの「学習・教育到達目標」と関連性を持たせている、該当科目で主な到達目標には◎、付随的な到達目標には○を付している。

このほか、アクティブ・ラーニングの活用、オンライン授業の活用、授業補助者の活用等を記載するように工夫している。シラバスについては、公開前に点検期間を設けており、各学科の教務幹事が中心となり確認している。

4) 履修科目の登録の上限

1単位45時間を確保するために履修科目の登録上限を設定しており、1年間の登録単位数の上限を工学部では46単位、薬学部では50単位としている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	シラバスの記載内容を工夫し、学生が主体的に授業のための事前及び事後学習を展開できるようにしている。
改善を要する点	現状の入試制度の検証を行い、さらなる多様な学生の確保に努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 22 条（入学資格） 第 23 条（入学者選考） ○山陽小野田市立山口東京理科大学入試委員会規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・入学者受入れの方針（工学部） ・入学者受入れの方針（薬学部）
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 6 条（教育課程） ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・教育課程の編成方針（工学部） ・教育課程の編成方針（薬学部） ・カリキュラムマップ（機械工学科） ・カリキュラムマップ（電気工学科） ・カリキュラムマップ（応用化学科） ・カリキュラムマップ（数理情報科学科） ・カリキュラムマップ（医薬工学科） ・カリキュラムマップ（薬学科） ・カリキュラムマップ（機械工学科） ・カリキュラムマップ（電気工学科） ・カリキュラムマップ（応用化学科） ・カリキュラムマップ（数理情報科学科） ・カリキュラムマップ（薬学科）
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学修簿 ・授業科目表（工学部） ・授業科目表（薬学部）
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とするものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法） ○学修簿 ・授業科目表（工学部） ・授業科目表（薬学部）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 19 条（学期及び授業期間）
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法） ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・授業予定
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 9 条（単位制及び単位の計算方法） ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・シラバス（工学部） ・シラバス（薬学部）
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 11 条（学修成果の評価） ○山陽小野田市立山口東京理科大学シラバス ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・学修成果の評価基準 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・成績に関する異議申し立て
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 10 条（単位の認定）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学学則 第 11 条の 2（履修科目の登録の上限）

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 入学者選抜 大学院においては、研究科幹事会で入学者選抜の原案を作成し、研究科会議において決定している。 修士課程の入試選抜は、TOEIC のスコア、筆記試験、面接、出身大学の成績等により行い、博士後期課程は TOEIC のスコア、面接、出身大学の成績等のほか、修士論文及び修士課程の成績を持って研究科委員会の議を経て入学者決定会議で承認を得ている。 また、外国人留学生を対象とした外国人留学生特別選抜の他工学研究科では 2024 年度から社会人を対象とした社会人特別選抜を導入し、多様な入学者の確保に努めている。</p> <p>2) 教育課程の編成方針 課程制大学院制度の趣旨に沿い、専門科目、教養科目、研究科目の科目区分毎に、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な授業科目を配置し、学生が体系的に履修できるコースワーク型の教育課程を編成することにより、専攻分野に関する高度な専門的知識・能力の修得に加え、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っている。 教育課程は、専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目の授業及び研究指導により体系的に編成している。 工学専攻修士課程は、機械・制御工学分野、電気・電子工学分野、情報科学分野、物質科学分野、有機・生物化学分野の 5 つの専門分野からなり、横断的・学際的な視点をもって理工学分野を展望し、広い視野に立ち学識を養うようにしている。 工学専攻博士後期課程は、機械・制御工学分野、物質科学分野の 2 つの専門分野によりそれぞれの特徴を活かしつつ相互に関連した教育課程を編成している。 数理情報科学専攻修士課程は、数理システム科学、生命・医療システム科学、情報システム科学、知能・認知科学の 4 つの主専攻から成り、横断的に物事を俯瞰できる能力を養成するために、メジャー・マイナーを修得することができる教育課程を編成している。学生は同時に複数の専門分野を学ぶことができ、様々な分野で視野を広げ、幅広い知識を得ることができる。 薬学研究科薬学博士課程は、医薬系薬学、基礎系薬学、社会系薬学の専門領域を基に、社会人教育プログラムを含めた 6 つの教育プログラムを編成し、</p>	<p>薬学を探究し、時代の要望に豊かな発想で対応できる教育課程となっている。</p> <p>3) 研究指導 学生の研究指導については、研究に即した研究計画を定めるため、研究指導教員は学生と面談の上、研究の内容、計画、方法等を明示した「研究指導計画書」を作成する。 なお、工学研究科(修士課程・博士後期課程)については、アドバイザー教員は必要に応じて研究生生活に係る事項について相談を受ける。入学から修了までの研究指導のスケジュールを大学院要覧に掲載し、あらかじめ学生に示している。授業方法については、講義、グループワークやディスカッションを取り入れた演習、プレゼンテーションを含んでいる。</p> <p>4) 学位論文評価基準 学位論文に係る評価の客観性及び厳格性を確保するため、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項及び大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項の規定に基づき、学位論文が満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目を記載した「学位論文評価基準」を定め、ホームページに掲載し学生に対してあらかじめ明示している。 また、学位審査に係る相談・通報窓口をホームページに掲載し、学位審査に関して教育職員に対し公明正大な態度で臨むことを徹底するとともに、通報・相談窓口の設置等により本学が授与する学位の審査における透明性及び客観性を確保するための学位審査体制の確立に努めている。 学位論文審査は論文審査前年度に研究の進捗を確認するため、中間発表を行う。修士課程についての論文審査は指導教員と当該専門分野の教員 2 名以上を選抜し可否を決定する。博士後期課程は研究指導教員 5 名以上からなる学位論文審査委員会を設け、論文審査を行う。</p> <p>5) 成績評価基準・修了要件 授業科目を履修することで、学生は何かができるようになるのか、科目の到達目標を考慮した学習教育到達目標と成績評価基準をシラバスに示している。 なお、大学院の修了要件については、所定の単位を修得した上で「上記論文の審査及び最終試験に合格した者」と大学院学則に規定するとともに、早期修了の要件を含め大学院要覧に記載して、あらかじめ学生に対して明示している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>特になし。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>研究室での課題解決型セミナーを行うことにより、学生の学習意欲の向上を促進する。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第20条の2（入学資格） 第21条（入学試験） ○山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程 ○大学院入学者受入れ方針 （工学研究科工学専攻） （工学研究科数理工学専攻） （薬学研究科薬学専攻博士課程）
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 ○教育課程の編成方針 （工学研究科工学専攻） （工学研究科数理工学専攻） （薬学研究科薬学専攻博士課程） ・カリキュラムマップ ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科細則
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を担わせることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第8条（教育方法）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 第8条（教育方法） 第9条（研究指導委託） 第34条（授業及び研究指導の担当）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則 ○山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則 ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院工学研究科細則 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・学修成果に対する評価の方針
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（大学院設置基準第13条及び第14条の2と同一）</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 校地 校地面積は 75,599 m²、校舎面積は 39,008 m²、運動場用地は 9,516 m²であり、大学設置基準を満たし、広々とした敷地、自然豊かなキャンパスには、学生が交流、休息その他に必要な施設や最新設備が備えられている。また、キャンパスはJR小野田線の雀田駅から徒歩5分の距離にある。</p> <p>2) 運動場 キャンパス内には、体育館のほか、トレーニングルーム及び運動場（面積 9,516 m²）を配備し、授業や課外活動等で有効活用している。体育館1階のアリーナでは、バレーボール、バスケットボール、剣道等の活動ができ、多目的文化施設内のトレーニング室は、ウェイトトレーニング用の器具を整備し、運動場では野球やアメリカンフットボール等の球技を行っている。また、新しいテニスコートを、2025年4月から使用できるよう校地内に4面整備している。この間の代替として、大学から徒歩約10分の場所にある浜河内緑地公園のテニスコート、小野田中央公園のテニスコートを利用している。なお、学生が利用した際には、使用料金を大学が負担し、経済的な便宜を図っている。</p> <p>3) 校舎施設等 建物の耐震基準については、昭和56(1981)年に定められた「新耐震基準」に基づいて設計施工されており、安全性が確保されている。また、工学部における学科の新設に伴い、講義室、研究室を備えた新しい教室棟を2025年4月から使用できるよう整備している。生活環境に係る施設・設備のバリアフリー化に関しては、多目的トイレ、エレベーター、スロープ等を整備しこれらを記載したサポートマップをホームページに掲載している。研究室については専任の教員に対し、備えることとしている。講義室、演習室、実験・実習室は、2号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館に配置され、適切な運用が行われている。 学生が中央の講義スペースで全体討議を行い、周囲にある15室のスマールディスカッションルームに分かれてグループ討議を行うことで、プレゼンテーション能力等を身につけることができる施設を備えている。 また、防犯対策については、警備員による定期的な学内巡視を行っており、防犯カメラも適切に設置し常時キャンパス内の安全・防犯面に配慮している。</p>	<p>4) 教育上必要な資料及び図書館 図書館は、教育研究上必要な資料を系統的に収集するとともに、資料提供の利便性向上を図っている。学術情報入手のための所蔵資料検索データベースに加え、電子資料を各種文献データベースの検索結果から文献情報などの入手をサポートするツールとしてリンクリゾルバを導入している。電子ジャーナル67種、電子ブック949冊、データベース11種を備えVPN接続環境を整備しリモートアクセスを前提とした、学生ニーズに即した使い勝手の良い図書館利用環境となっている。また、他機関との協力として、山陽小野田市立図書館との相互利用協定に基づき、本学図書館を通じて市立図書館所蔵資料を貸借可能となっており、教育研究に限らない多様性のある情報へのアクセスを保証している。 加えて、「学生生活意識調査(学生生活アンケート)」の結果を踏まえた改善行動計画を図書館委員会を経て策定・実施し、自己点検活動としている。2023年度は授業開始前の図書館利用の要望に応じ、月曜日から金曜日において従来の9時開館を8時30分に早め、開館時間拡大を実現した。図書館の職員の配置については、図書館職員5名の内、司書有資格者3名を配置している。なお、図書館機能の整備拡充のため、2024年度に7号館の図書館別館を5号館の図書館に統合する予定である。 また、研究開発分野を目指す学生が多い本学の特徴から、本館内にアクティブ・ラーニング室を設置し、学生の協働学習活動を支援している。</p> <p>5) 機械・器具等 研究に欠かせない大型の測定装置を研究機器センターに集積し研究室の枠組みを超えて、学生、教員及び民間の企業との共同研究等が行える体制を整えている。 情報処理のための施設として、5号館にコンピュータ実習室と学生が自由に利用できるコンピュータラウンジを、6号館にCBTでも活用するコンピュータラウンジを2室設置している。また、学生が所有するノートPCを学内ネットワークに接続するための無線LANアクセスポイントを多数設置している。 大学構内と、市が管理する自然公園「江汐公園」の2箇所に、薬学部附属薬用植物園を設置し、薬学教育を行うのに必要な薬用植物の栽培や育苗、収穫を行っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生生活意識調査に基づき、学生が様々な活動がしやすい環境を整備している。図書館では、資料構成に常に目配りをして、必要に応じて、重点配分予算を用いて年度毎に柔軟かつ敏速に対応できる体制を整えている。
改善を要する点	既存の施設・設備の更なる充実を図り、大学全体の教育・研究環境の整備に努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・キャンパス・附属施設紹介</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p> <p>○大学生生活意識調査</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学図書館規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <p>・図書館について</p> <p>○認証評価共通基礎データ</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学研究機器センター規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学機械設計工作センター規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部附属薬用植物園規程</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織 事務組織は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程」に基づき、事務局を置き、総務部、管財部、教育推進部、学生支援部、研究推進部、地域連携・生涯学習部、図書館事務室を置き、必要な職員を配置している。事務組織の重要事項及び組織運営に関することを審議する事務運営会議を月次で開催し、業務の改善や各業務間の調整を行っている。 教育・研究活動及び社会貢献活動は支援体制を構築している。学生支援では学生支援課が中心となり学生の学生生活意識調査を実施し、学生部委員会と教職協働で学生満足度の向上に努めている。また、ダイバーシティ推進室では女性活躍推進の行動計画を作成し、女性人材の活用・登用を進めている。事務局では2023年度の係長級以上の管理職における女性の登用は42.3%となっている。 本学では、第二期中期計画において「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標」を達成するために「人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置」を掲げ、教職員にインセンティブが働く仕組みを確立するとともに、教職員研修の充実として、管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施することとしている。 このため「事務職員人材育成基本方針」を定め、職員として求められる意識・意欲と各職階に求められる役割と能力を明確化し、それに応じた人事管理や人材育成等の主な取り組みを示し、職員一人ひとりがモチベーションを高く維持しつつ自らの能力を発揮、向上できるように階級別研修等を行い組織全体で人材育成に努めている。</p> <p>2) 厚生補導の組織 学生部委員会は学生生活支援及び厚生補導全般に関して担当する組織で、学生部長、学科及び共通教育センターから選出された7名の教員及び学生支援課長で構成されている。原則として、毎月1回定例で委員会を開催し、学生生活支援及び厚生補導全般に関する事項を審議している。 学校保健安全法第7条に基づき保健室を設置し、健康診断、健康相談、心理・精神保健相談、応急措置等を適切に行っている。 学生相談室は、臨床心理士（公認心理士）4名がカウンセラーとして常駐し、学生生活全般に関</p>	<p>する相談や問題を抱える学生への支援相談を受け付ける。 これにより、学生自身が相性の良いカウンセラーを選ぶことが可能となり、カウンセラーとの信頼関係を早期に築くことができる。また、学生部委員会委員がチューター以外の相談窓口として役割を担い、学生支援課では、学生からの要望・意見を窓口で受け付け、相談内容により学生部委員会や教務幹事と連携しながら適切なアドバイスを行っている。 （本学HP URL） https://www.socu.ac.jp/campus-life/soudan-hoken.html</p> <p>3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制 教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向け、就職指導に関わる教員「就職幹事」、進路支援に関わる職員、キャリアコンサルタント、ジョブサポーターを配置し、キャリア教育の充実と就職・進学への支援を行う体制を整備している。学生一人ひとりの就職活動情報は、進路支援課が一元管理し、教員と事務職員がその情報を共有し、きめ細かい支援を行っている。キャリア教育の一環として「リーダーシップ論」では、産業界の経営者やリーダーを講師として招聘し、討論と分析・発表等を行い、ビジネス社会におけるリーダー育成、起業家精神、グローバル思考の重要性を認識させるとともに、意思決定、分析力、価値観を醸成し、行動に繋げるきっかけを与え、リーダーシップとマネジメントスタイルについて学んでいる。 大学院における社会的・職業的自立に関する指導として、大学院修士課程1年次の必修科目として「キャリア指導」と「技術マネジメント論」を開講し、修士の学位の有する者として社会で活躍する心構えを養っている。 以上のように、本学は学生に対して幅広く、きめ細かな支援を適切に実施している。</p> <p>4) 大学院運営の組織 大学院に係る事務は、事務局学務部教務課が所掌し、大学院の研究科会議、研究科委員会及び研究科幹事会の事務局を担当している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>大学内の組織間の有機的な連携を図りながら教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>教職協働で教育・研究・社会貢献、学生生活満足度の向上に努める。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ① 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略</p>	<p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務分掌規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学生部規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学厚生保健施設運営規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学就職幹事会規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学インターンシップ委員会 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務運営会議規程</p>
	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 ② 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務組織規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事務分掌規程</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの位置づけ

本学では、建学の精神及び目的を踏まえた上で、各学部・学科・研究科ごとに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めており、これらの方針に則り入学者の受入れ、教育課程の実施、学位授与を行っている。

これら3つのポリシー（3P）は、大学案内冊子、年度初めの履修ガイダンス時に配布される学修簿、教務ガイダンス資料および大学ホームページを通して教職員、学生をはじめ広く社会に公表している。

なお、2024年度から学長に任命された教育担当副学長を中心とする「教育改革推進機構」を設置し、学部の科目が社会のニーズに合致したカリキュラムであるかの点検を行う。

2) 学位授与の方針（ディプロマポリシー, DP)

学部では、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確にし、何ができるようになるかに力点を置いて、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという学位授与方針を定めている。

3) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー, CP)

上記「学位授与の方針」を達成するために、学修簿にカリキュラムマップを掲載し、主体的に取り組む科目、附属的に取り組む科目との関係を明確にし、それぞれの科目の関係性を周知している。

大学院においても教育課程編成・実施の方針を定め、冊子「大学院要覧」及び大学ホームページに掲載し周知している。

また、工学専攻の専門分野と工学部との関連を明確するため「大学院要覧」に掲載している。

4) 入学受入れの方針（アドミッションポリシー, AP)

入学者の受入れに関する方針に基づき、「学校推薦型選抜」「総合型選抜」「一般選抜」の3種別の入試方式があり、各々の選抜方式について、入学受入れ要項にて公表している。学力の3要素を「特に重視して評価する項目は◎」、「重視して評価する項目は○」で記載し可視化している。

例えば、学校推薦型選抜では筆記試験で基礎学力を◎、面接では「思考力、判断力、表現力」を◎とし、その他の「知識・技能」や「主体性、多様性、協働性」を出願書類で○として評価するなど具体的に評価項目を図表で示している。

5) ディプロマポリシー（DP）とカリキュラムポリシー（CP）の整合性の確保

本学における「卒業の認定に関する方針」と「教育課程の編成及び実施に関する方針」との整合性・一貫性は、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーによる項目ごと並びに開講科目ごとの関連性の明確化により証明されている。即ち、各学部・学科の（専門）科目とディプロマ・ポリシーの相関関係がカリキュラムマップにより、また、（専門）科目の順序性や体系性、履修順序等がカリキュラムツリーにより、それぞれ明確化されている。

また、学位プログラム責任者である学科主任の教員は、「ディプロマ・ポリシー達成度に対する学生自己評価アンケート調査」を実施して、自己点検・評価を実施している。なお、調査結果は教授総会で報告し、情報を共有している。学習者が何を学び、身に付けることができるのかを明確にし、学習者一人ひとりの学習成果・教育成果を把握・可視化し、学生自身による達成度は十分であるか、DPとカリキュラムマップ、授業科目とは整合しているか、学習成果を測定できないDPはないか、授業内容の変更が必要な科目はないか、DPは学位プログラムの到達目標として適切であるか、学生の達成度を高めるために必要なことはないか等を検証している。

また、毎年度FD活動報告書を基に、学位プログラムの自己点検を行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの変更、授業科目の変更、授業内容・教育方法の見直し、教育付加価値の向上等について、次年度に向けた教育に関する改善策を学長に報告している。

6) これまでの取り組み

法人の第2期中期計画にて教育課程編成方針等の明確化を掲げ、毎年この目標を達成するための年度計画を設定している。中でも、2021年度には、学修成果に対する評価の方針を明確にし、学修成果の可視化と、学位の授与方針、教育課程の編成方針、履修系統図、入学受入れの方針等の見直しを行うことを掲げ、アセスメントポリシーの策定及び公開や、3つのポリシーの見直しを行い、一部の学科で授業科目の改編を行った。

また、2023年度には、薬学部薬学科において、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの全面改編を行い、教育課程と授業科目の見直しを行い、2024年4月から施行している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院に当っては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当っては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>建学の精神</u> ・<u>教育研究上の目的</u> ・<u>卒業の認定に関する方針（工学部）</u> ・<u>教育課程の編成及び実施に関する方針（工学部）</u> ・<u>入学者受入れの方針（工学部）</u> ・<u>卒業の認定に関する方針（薬学部）</u> ・<u>教育課程の編成及び実施に関する方針（薬学部）</u> ・<u>入学者受入れの方針（薬学部）</u> ・<u>学修成果に対する評価の方針</u>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教育研究活動等の情報公表 学校教育法施行規則第 172 条の 2 (教育研究活動等の情報の公表) に規定された教育情報については、法令を遵守し、ホームページで公表している。本学では、山陽小野田市立山口東京理科大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領を定め、次の情報を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教育研究上の目的 (建学の精神、教育研究理念、学部/大学院の教育研究上の目的等) ・教育研究上の基本組織 (学部・大学院の紹介) ・教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ・入学者に関する受入れの方針、入学者数及び入学者推移、収容定員数、在籍学生数、退学者数、卒業・修了者数、就職・進路状況 ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 (シラバス、授業予定等) ・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 (取得可能学位一覧、学位授与方針、学部卒業所要単位数、大学院修了の要件、学部別進級率、学位授与数) ・校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境 ・授業料、入学料、その他の大学が徴収する費用 ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ・教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報 ・その他の情報 (教員一人当たり学生数、収容定員充足率、産学官連携、特色ある取組) ・関係規程 ・事業計画等 (事業報告、財務情報、自己点検・評価) <p>このほか、本学の基本的な情報を「大学要覧」及び「財務レポート」、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム自己点検評価」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。</p> <p>2) 社会教育活動の情報公表 本学では、「教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実」を基本理念の一つとして掲げ、地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する社会貢献活動に取り組んでいる。これらの取り組み状況を「地域連携・社会貢献レポート」、「研究シーズ集」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。</p>	<p>3) 教職課程の自己点検 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、本学教員養成の状況についてホームページ上で公表している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に基づき、教職課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、「教職課程自己点検報告書」としてホームページに掲載し公表している。</p> <p>4) 環境教育研究活動の自己点検 高等教育機関の責務として、環境に関する教育研究活動を積極的に進めることが重要であると捉え、環境教育を重視し、環境マインドを持った技術者及び薬剤師を育成することを「環境方針」として掲げている。このような環境教育研究活動の情報を毎年「環境報告書」としてとりまとめ、ホームページに掲載し公表している。</p> <p>5) SDGs 研究活動の情報公表 本学は、国際目標である SDGs を視野に入れ、工学・薬学・人文社会学・自然科学を総合した視点により、科学技術のイノベーションと薬学をおとした健康増進を思考・俯瞰できる人材を地域社会に送り出すことを目標としている。このため、SDGs が目指す 17 のゴールに関係する研究活動の情報をホームページに掲載し公表している。</p> <p>6) 動物実験の自己点検 文部科学省が示した基本指針及び日本学術会議が策定したガイドライン等を踏まえ、動物実験に関する自己点検・評価報告書を作成し、ホームページに掲載し公表している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	公表すべき事柄を要領として定め、積極的に情報公表に努めている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・情報公表 ○公立大学法人山陽小野田市立山口 東京理科大学事業報告書
②	学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○山陽小野田市立山口東京理科大学 大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・情報公表 ・教員紹介 ・研究シーズ集 ・研究者データベース ○山陽小野田市立山口東京理科大学 大学案内 ○山陽小野田市立山口東京理科大学 大学要覧

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価

(1) 全学的自己点検・評価の体制等

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価する旨、山陽小野田市立山口東京理科大学学則及び同大学院学則の第2条に定めており、山陽小野田市立山口東京理科大学自己点検及び評価実施規程により、学長を委員長として「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行っている。

なお、自己点検・評価のフローは各部局から自己点検・評価結果を同委員会が集約し、部局横断的に評価を検証し、結果に関して改善点も含めて、「学長室会議」、「総合戦略会議」で承認を得た上で、経営面は理事長が議長となる「理事会」、「経営審議会」、教学面は学長が議長となる「教育研究審議会」で承認を得たのち自己点検評価ポートフォリオを毎年ホームページで公表している。また、改善項目に関しては、各部局に改善を要請し、継続的な改善に努めている。

併せて、本学の設置団体である山陽小野田市に学外者で構成されている「山陽小野田市公立大学法人評価委員会」の外部評価を受けている、評価結果は大学にフィードバックされ、次年度の改善項目として、各部局に改善を要請している。

(2) 個人レベルの自己点検・評価

本学では、全学的な自己点検・評価と別に、教職員個人レベルでの評価制度を設けている。

教員に関しては公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学教育職員に係る業績評価の実施に関する規程を定め、教員の①研究活動に係る分野（研究分野）②教育活動に係る分野（教育分野）③学内外に対する貢献活動に係る分野（貢献分野）で分野ごとの評価項目を点数化して総合評価し、結果については学長から当該教員に通知し、自己研鑽に用いている。

また、事務職員に関しては、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学職員人事評価実施規程を定め、職員の意識高揚及び能力向上並びに大学組織の活性化を目的に実施している。評価者は被評価者と面談を実施し目標を定め、その目標に対して達成度を期末に面談で確認している。実施結果は事務運営会議で審議し、承認された後、評価結果を開示し指導及び助言を行っている。

2) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を行うため、各学部、各研究科の代表である学部長、研究科長、各学科主任から構成されているFD委員会を設置し、教育の質的向上に向けた教育の改善及び教授技能の向上に取り組んでいる。FD委員会では、教授方法・教育内容・手段等の点検及び改善に関すること、授業評価の実施に関すること、教育課程及び授業内容の点検・改善に関すること等について自己点検・評価を行い、「FD活動報告書」を作成し、毎年度、学長に報告している。

なお、2024年度からは学長の直下に教育改革推進機構を設置し、初年度教育改革や工学部の科目が社会のニーズに適合しているかの精査やカリキュラムの再検討を計画している。

3) 学位プログラムの自己点検・評価

学位プログラムの責任者である学科主任の教員は、毎年度、教育の実施結果を検証し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの変更、授業科目の変更、授業内容・教育方法の見直し、教育付加価値の向上について自己点検・評価を行い、「教育プログラムの改善計画（報告）」として取りまとめ、学長に報告している。

4) 授業科目毎の自己点検・評価

授業担当教員は、授業科目の採点表の作成と同時に、成績評価の割合、シラバスの遵守、試験難易度の適正評価、教授法の改善について「教育効果測定結果報告書」に自己点検・結果を記載し、FD委員長に提出を義務付けている。

また、シラバスの内容が当該科目として適正であるかを確認する機関として、各学科の教務幹事が中心となって学科独自に教育点検委員会が設置され、シラバスの内容を精査したうえで学生に公開している。

5) 学生の学習成果の可視化・企業による評価

本学での学びが、学生が身につける能力、資質、行動特性といったディプロマ・ポリシーの涵養にどの程度つながっているかを可視化するため、学生に対する自己評価アンケートと、卒業生採用企業に対するアンケートを行い、自己点検を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	自己点検評価ポートフォリオを毎年作成し、公開している。
改善を要する点	自己点検・評価委員会にて課題を明確にし、各学部・学科・研究科への具体的な改善要求を行うことによりPDCAサイクルが回るよう努める。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学自己点検及び評価実施規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・自己点検</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学自己点検評価書</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学第1期中期目標期間業務実績見込報告書</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p>第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	○山陽小野田市立山口東京理科大学自己点検及び評価実施規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学総合戦略会議規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 FD 委員会規程</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 SD 委員会に関する規程</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院運営規程</p> <p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 FD 委員会規程</p> <p>○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 SD 委員会に関する規程</p>
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・学修成果に対する評価の方針</p>

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 必要な経費の確保

設立団体の長である山陽小野田市長が、本法人が達成すべき業務運営に関する6ヶ年の中期目標を定める。中期目標には「財務内容の改善に関する事項」を記載することが定められ、設立団体の長は、本法人に中期目標を指示する前に、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経ている。

本法人では、当該中期目標を達成するための6ヶ年の中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受ける。当該中期計画には、予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画を定めている。

設立団体の長は、本法人が申請した中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

また、本法人では、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営、予算、収支計画、資金計画及び出資等に関する年度計画を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、大学ホームページに掲載し公表している。

地方独立行政法人法第77条第1項により公立大学法人に置くこととされる経営審議機関において、中期目標について市長に述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項等について審議することを定款第20条において定めている。また、同法第77条第3項により公立大学法人に置くこととされる教育研究審議機関において、中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの等について審議することを定款第25条において定めている。

設立団体の長は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学運営費交付金交付規則」に基づき、運営費交付金を、中期目標を達成するために活動する法人の業務の財源に充てることにより、法人の持続的な運営を確保することを目的として本法人に交付している。本法人では、学生納付金や外部資金等の自主財源と設立団体から交付される運営費交付金を財源とし、法人を運営している。

2) 財務の状況

本学の決算状況は、公立大学法人化以降、運営費交付金や学生納付金等の自主財源の確保により、収入総額が支出総額を上回る状況となっている。2022年度からの過去4事業年度の決算状況は以下の表のとおりである。

また、修学支援事業、地域連携事業、周年記念事業等の寄附募集活動を行う等、寄附金の獲得を推進している。

獲得した寄附金は、経済的に困窮する学生の支援や地域と連携する活動を行う学生の支援等に活用しており、学生の教育環境の向上・整備に努めている。

(単位：千円)

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
運営費交付金収入	1,537,523	1,590,987	1,645,940	1,620,304
補助金収入	10,601	91,730	104,726	136,876
学生等納付金収入	749,368	722,262	783,744	863,013
財務収入	191	171	339	49
雑収入	10,639	8,820	22,918	20,817
受託研究収入	24,232	43,146	28,268	24,192
共同研究収入	23,826	24,701	15,999	20,912
受託事業収入				10,999
寄附金収入	23,151	27,392	21,319	32,934
目的横立金取崩収入	146,273	0	16,500	351,186
施設等設備費補助金収入				204,281
計	2,525,804	2,509,209	2,639,753	3,285,563
教育経費	254,639	324,562	266,240	447,000
研究経費	83,997	101,076	101,685	89,595
教育研究支援経費	123,977	106,280	107,378	125,719
受託研究費	22,728	37,887	27,335	24,774
共同研究費	22,315	20,437	17,669	20,295
受託事業費				4,994
寄附金	19,567	18,022	17,359	17,072
人件費	1,190,840	1,352,348	1,398,827	1,460,157
一般管理費	557,802	410,284	549,659	991,681
計	2,275,865	2,370,896	2,486,152	3,181,287
収入－支出	249,939	138,313	153,601	104,276

3) 教育研究環境の整備

教育研究環境の質的充実、老朽化する施設の安全性の確保、環境への負荷の低減、地域との連携などの取り組むべき課題に対し適切に対応しつつ、教育研究活動の基盤となるキャンパス全体の整備・活用を図る「キャンパスマスタープラン」を策定している。

また、経年30年、あるいは大規模改修後30年以上の建物等施設のうち、老朽化した未改修部分の面積(約1万㎡)に関して、大学の運営に支障がないように予算の平準化を図り、教育研究環境の基盤整備を行っている。これらについて、中長期にわたり必要となる修繕等整備の試算を前提に、適切な維持管理の方向性を示す「インフラ長寿命化計画」(個別施設計画)を策定のうえ計画的に整備している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	キャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に施設の有効利用に努めている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
大学設置基準		
①	<p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学財務諸表 ○山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学目的積立金取扱規程
大学院設置基準		
②	<p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学財務諸表 ○山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学目的積立金取扱規程

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備 コンピュータ関連の機器を教室に配置し、授業に取り入れて活用する環境を整備している。講義の復習支援、授業のオンデマンド配信、学生の履修管理、学生による授業評価アンケート実施等を、e-PortfolioやLMS (Learning Management System) 上で行っている。 また、タブレット端末と教員が開発したシステムといったICTを活用し、反転授業を取り入れている科目について教員同士による研究授業を行い、各教員が独自に工夫・蓄積した授業方法を共有することで相互の授業改善に役立てている。</p> <p>2) 教職協働による学生への授業支援 学生一人ひとりに対して、チューター教員制を設け、学生個人別に学習・生活指導を実施している。学習サポート教室では、数学や物理学、化学などの基礎科目から専門科目の学びを、助教及び助手が学生個々の習熟度に合わせて学習を支援する制度であり、授業で十分理解できなかったことがあるといった相談に丁寧に応じている。学生による学習支援としてピアサポート制度を取り入れ、教職員とは異なる立場から大学生活を経験した先輩学部学生がピアサポーターとして、学部1年生や留学生の勉学上の相談や学生生活の相談に応じている。</p> <p>3) 特別な学生支援 問題を抱える学生の円滑な修学等を支援するため、全学的な組織として学生特別支援窓口を設置し、学生コーディネーターとして、臨床心理士(公認心理士)が問題をかかえる学生のカウンセリングを行う体制を整備している。</p> <p>4) 学生に対する経済的支援 授業料については、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料の免除及び徴収猶予等に関する規程」に基づき、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が良好である学生に対し、申請により申請資格、学力基準、家計基準に基づき選考を行い、授業料の全額又は半額を免除している。(2020年度前期48名後期46名、2021年度前期48名後期48名、2022年度前期54名後期54名、2023年度前期56名後期65名に対し、授業料免除を実施した。)</p>	<p>入学金については、市内在住者や大学院生のうち学内進学者に対し、入学金の半額を免除する制度を実施している。大学院博士後期課程の入学者のうち成績が優秀である学生に対し授業料の半額を免除している。 奨学金による支援として、日本学生支援機構が実施する奨学金制度のほか、本学独自の奨学金制度「山陽小野田市立山口東京理科大学特待生奨学金」を導入し、学業において特に優秀な成績を修めた各学科・各学年および大学院修士課程2年の1名に対し10万円を給付している。 また、「山陽小野田市立山口東京理科大学修学支援事業基金」により、学部又は大学院修士課程に在籍する学生のうち、経済的理由により修学が困難であり、かつ、学業成績が良好であると認められる学生を対象に、海外留学における経済的支援として10万円を給付している。</p> <p>5) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた改善 2018年度に設置した6年制の薬学部薬学科は、2023年度に完成年度を迎え、設置計画どおりの履行を進めている。設置計画履行状況等調査の結果、文部科学大臣からの意見、是正又は改善の指摘は、「特になし」の判定となっている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>計画的に教育のデジタル化を推進する。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・コンピュータ環境 ○SOCU コンピュータ利用案内 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学情報ネットワーク利用規程
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・チューター制度 ・学修サポート教室 ・ピアサポート ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業嘱託(非常勤)規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学リサーチ・アシスタント規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	○山陽小野田市立山口東京理科大学学生相談規程 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領 ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応要領における留意事項
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・奨学金サポート制度 ・公共交通活用フリーパス ○公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料の免除及び徴収猶予等に関する規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学特待生奨学金規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学奨学基金規程 ○山陽小野田市立山口東京理科大学大学院博士後期課程の授業料の減免に係る取扱要領
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	○山陽小野田市立山口東京理科大学 WEB ページ ・薬学部履行状況報告書

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) 入学者受入れの方針の明確化と周知 学部・学科の目的を山陽小野田市立山口東京理科大学学則（以下「学則」という。）第4条において明確に定め、この目的を踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。学部のアドミッション・ポリシーは、学部の学生募集要項とホームページに、大学院のアドミッション・ポリシーは、大学院の学生募集要項とホームページに掲載し、広く周知している。</p> <p>2) 教育水準の向上に関する取組み 本学は、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成を目的としている。 この目的の達成のために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一貫性・整合性のあるものとして定め、教育活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めるなど、組織的に教育の質保証に取り組んでいる。 学生の学習目標である卒業認定・学位授与の方針は、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し学位を授与するのかを具体的に示すようにしている。 カリキュラムマップの作成を通じて、卒業認定・学位授与の方針に定める学習目標の達成に必要な授業科目が過不足なく配置されているか点検している。また、カリキュラムツリーの作成を通じて、授業科目相互の関係と学位取得に至るまでの履修順序・履修要件を検証している。 シラバスには、授業科目の目的、到達目標、成績評価基準を明確に定め、卒業認定・学位授与の方針に定められた学習目標と授業科目の到達目標との関係を記述することで、学位プログラムが目指す教育の提供に努めている。</p>	<p>3) 教育水準を向上・改善するための体制 「学長」は、本学の目的を達成するために、重点戦略課題を企画し、戦略的な教育研究に係る企画・立案及び統括に関することを審議する「学長室会議」を設置している。学長室会議は、戦略的な大学運営の重要事項に関して統括的な観点から企画し総合調整及び推進を図り、学長が円滑な大学運営を遂行できるよう補佐している。 「授業担当教員」は、大学及び大学院で実施する全ての授業科目において授業アンケートを実施し、学生の授業内容理解度、授業内容に興味をもち学習意欲が増したかどうか等について調査を行っている。授業終了後、「授業担当教員」は、全ての授業科目について教育効果の自己点検を行い、その結果をFD委員長に報告する。 「FD委員会」は、授業アンケートの結果を分析するとともに、授業を教員同士が観察・点検する授業観察を行い、授業アンケートによる学生からの要望事項を取り入れ、授業の改善を行っているかの点検・評価を行っている。 「FD委員会」は、教育の点検結果を「FD活動報告書」にまとめたうえで学長に報告し、学長はFD活動報告書を学部長、学科主任及び共通教育センター長に渡し、教育の自己点検と改善計画の作成を指示する。 学部長等は「学部運営会議」において、次年度に向けた教育プログラムの改善計画書を協議・作成し、学長に報告するとともに、「学長室会議」において改善計画を説明し、年度計画に盛り込んで教育の向上に向けた計画を実行する。 このように、教育を計画する「学長室会議」、実施する「授業担当教員」、点検する「FD委員会」、改善する「学部運営会議」によるPDCAサイクルを機能させることで、教育水準を向上・改善を組織的に取り組んでいる。</p>
---	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学生受入れに関する活動の取組み	37
2	教育課程及び教授方法に関する活動の取組み	38
3	学習成果に関する分析の取組み【学習成果】	39
4	データサイエンスに関する教育研究水準の向上を図る取組み	40
5	教育研究の質向上を図るための外部資金獲得支援の取組み	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学生受入れに関する活動の取組み
分析の背景	<p>全国的に18歳人口の減少が進む中、本学が設置されている山口県はその傾向が顕著である。このような社会情勢を鑑みたくえで、入学者受入れの方針に基づき、学力レベルを維持し安定的に定員を確保することが喫緊の課題である。そのため、入試委員会が基軸となり、学生募集活動及び入学者選抜実施方法等を策定している。</p>
分析の内容	<p>1) 入学者受入れの方針の明確化と周知 学部の目的を山陽小野田市立山口東京理科大学学則（以下「学則」という。）第4条において明確に定め、この目的を踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）が定められている。学部の入学者受入れの方針については、入学者選抜要項、学生募集要項、ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパス、進学相談会、高校内ガイダンスや高校教員対象入試説明会において説明を行い、広く周知している。大学院のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項及びホームページに掲載し、周知している。</p> <p>2) 学生確保を目的とした組織 安定した学生の確保を目的として、本学では入試委員会を設置し、学生募集及び試験実施方法を策定している。委員会は、入試担当理事、学部長、学科主任、学長が指名する者、入試課長で構成し、当該年度の学生募集活動、入試制度等の検証（志願者数の変動、都道府県別の志願者数、入試種別ごとの傾向等）を行うとともに、その分析結果を基に次年度の学生募集活動及び入学者選抜実施方法を策定し、教授総会の承認を経て学長へ報告している。また、大学院入試については、研究科会議で学生募集及び入学者選抜に関する審議・承認を行い、学長へ報告している。2024年度新設の数理情報科学専攻は、基礎となる学科の完成年度を迎える前の設置であること、更に募集開始時期の遅れが定員未充足の要因となったため、2025年度入試に向けてはパンフレットの早期作成に取り掛かり、県内企業や「高等学校DX加速化推進事業」に認定された高校の教員への訪問、他大学及び隣接県の企業を対象にパンフレットを送付するなど、積極的な学生募集を行うこととしている。なお、大学院工学専攻博士課程についても同様に、社会人に対する広報活動を積極的に行っている。</p> <p>3) 特色ある入試制度等について 入試委員会の他に「推薦入学実施委員会」を設置している。同委員会において、学校推薦型選抜の制度を策定し、入試委員会で審議している。今までに工学部、薬学部とも県内高校を対象とした「県内枠(地域枠)」に加えて県内に限定した「指定校制度」を導入してきた。また、男性の比率が特に高い工学部で女性研究者・技術者の育成を図るために2025年度入試から全ての学科で「女子枠」を設置した。加えて工業高校等の出身者で在校時に身につけた知識と技術をさらに高めるために、より高度な教育を希望する者を対象とした「専門高校・総合学科枠」を2025年度入試から設置した。このように過年度の入試結果や社会情勢を踏まえたうえで多様な学生を受入れる仕組みに取り組んでいる。また、志願者の利便性を図るために一般選抜では過年度の志願者の出身地を分析し多数の出願が見込まれる地区に試験会場を設けている。2024年度入試は本学の他に地方試験場を8か所（大阪、神戸、岡山、広島、愛媛、北九州、福岡、大分）を設置した。</p>
自己評価	<p>入学者受入れの方針に沿い、学生受入れ方法の工夫の継続とともに、入学定員の管理を厳格に行うことにより、定員は確保できている。今後は学力レベルを維持しつつ、安定した定員確保が継続できるようさらなる検討と工夫を行う。また、大学院では、学部学生の段階で卒業研究やキャリア関係科目等を通して、大学院の研究や教育の重要性を伝え、大学院進学を促進を図っている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（工学部） ・ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（薬学部） ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学入試委員会規程 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程 ・ 入学者選抜要項 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学大学要覧 ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学 FACT BOOK（新入生・父母アンケート編） ・ 山陽小野田市立山口東京理科大学 FACT BOOK（入試データ編）

タイトル (No. 2)	教育課程及び教授方法に関する活動の取り組み
分析の背景	授業科目に対する学生の理解度を高め、教授方法や教育内容・手段・環境に関する課題を発見し、教育の更なる質向上を実現するために、自己点検・評価及び改善活動を行っている。
分析の内容	<p>教育の改善及び教授技能の向上に関し、組織的な調査及び研究を実施し、本学の教育の質的向上に貢献することを目的に、学長の諮問機関としてFD委員会を設置している。FD委員会では、「教授方法、教育内容・手段・環境等の点検及び改善」に関する取り組みを推進している。FD委員会の構成員は、学部長、学科主任、共通教育センター長、研究科長であり、月次で開催している。</p> <p>1) 改善計画の作成 学長は、教育の点検結果である「FD活動報告書」を、学部長、学科主任及び共通教育センター長に渡し、教育の自己点検と改善計画の作成を指示する。これを受けて、学部長、学科主任及び共通教育センター長は「次年度に向けた教育プログラムの改善計画書」を作成して学長に報告するとともに、学部長及び共通教育センター長は、学長室会議において改善計画を説明のうえ、年度計画に落とし込み計画を実行する。</p> <p>2) 授業観察 FD委員会では、教育活動の中核である授業を観察・点検する「授業観察」を実施している。対象教員は当該年度に入職した新任教員で、観察者は当該学科のFD委員と他学科のFD委員2名で「授業観察点検・評価基準」に従い、授業の進め方や教授方法が適切であるか、授業はシラバス通りに進められているか、学生からの要望事項を取り入れ授業の改善を行っているか、授業方法改善に取り組むべき点はないかの点検・評価を行い、教育の持続的な改善・向上に取り組んでいる。</p> <p>3) 研究授業 上記、授業観察以外にも「研究授業」として教員相互の授業観察を行っている、対象は授業観察結果と学生による授業評価の高い教授を半期毎に選定し、自由に教員が授業を参観するとともに、授業担当教員と参観教員との意見交換・ワークショップを行い、優れた教授法と教育技能を教員間で共有している。各教員が独自に工夫・蓄積した授業方法を共有することで、相互の授業改善に役立てている。</p> <p>4) 学生による授業評価アンケート 授業科目に対する学生の理解度を確認し、教授方法や教育内容・手段・環境に関する課題を発見し、教育の更なる質向上を実現することを目的に、学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は開示され、学生は学習管理システムUNIPAから確認することができる。また、アンケートの結果に基づき「評価の結果が5段階評価で3未満」又は「自由記載欄に改善要望有」の科目に関して、当該科目の担当者は、改善策とその実施時期を「教育改善報告書」に記載してFD委員長に提出し改善している。</p> <p>5) FD研修会 授業内容及び方法の改善を図るために組織的な研修の一環として、外部講師によるFD研修会を開催している。なお、令和5年度は『教学マネジメント及び第三者評価の本質を理解する』等計4回実施している。</p> <p>6) ルーブリック作成の手引き 学生の学習成果を客観的な指標として可視化することができるツールとしてのルーブリックを採用している。ルーブリック作成に当たっては、手引きを作成し、教員に提供することで全てのルーブリックが機能するよう努めている。</p> <p>7) 結果の報告 FD委員会では、授業観察、学生による授業評価アンケート、研究授業の点検を行い、その結果を「FD活動報告書」にまとめ学長に報告している。FD活動報告書は学内ポータルサイトにて開示している。</p>
自己評価	点検結果を受け、シラバスに授業にて活用するアクティブ・ラーニングを掲載するように改善し、FD委員会にて「ルーブリック作成の手引き」、「テスト問題作成の手引き」を作成した。アクティブ・ラーニングの導入率が高まった他、学生の授業の理解度及び学習意欲は高い水準が維持されるなどPDCAサイクルが機能している。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・FD結果報告書 ・テスト問題作成の手引き ・ルーブリック作成の手引き ・教育改善報告書 ・教員ハンドブック

タイトル (No. 3)	学習成果に関する分析の取組み【学習成果】
分析の背景	<p> 本学の第2期中期目標では、「教育内容及び教育の成果等に関する目標」として、卒業認定・学位授与の方針に基づく体系的で組織的な大学教育を展開して教学マネジメントの確立に取り組み、学習者が何を学び、身に付けることができるのかを明確にすること、また、学習者一人一人の学習成果・教育成果の把握・可視化できる学習者本位の教育システムの構築を目指すこととしている。これらの目標を達成するための措置が適切であるか自己点検を行うため、ディプロマ・ポリシー達成度に対する学生自己評価アンケート調査を実施した。 </p>
分析の内容	<p> 1) 学生に対する成果の自己点検 学生による学習成果を把握・可視化するため、工学部の各学科と教務課が主体となって、「ディプロマ・ポリシー達成度の学生自己評価アンケート調査」を行い、学生が身につけるべき能力、資質、行動特性を、DP要素毎に分解し、各学年終了時点での達成できた学生の割合をレーダーチャート化するとともに、5段階での割合をグラフ化し、本学での学びが各DP要素の涵養にどの程度つながっているかを可視化している。 教育プログラムの責任者である学科主任は、学生による学習成果の自己点検結果を受け、「学生自身による達成度は十分であるか」「DPとカリキュラムマップ、授業科目とは整合しているか」「学習成果を測定できないDPはないか」「授業内容の変更が必要な科目はないか」「DPは学位プログラムの到達目標として適切であるか」「学生の達成度を高めるために必要なことはないか」等の自己点検・評価を行い、その結果と今後の対策を学長に報告することと併せて、今後の対策に記した「学生自身が達成度を認識しやすいポートフォリオ」の作成や、特に改善が求められている「英語力の向上」の改善を進めている。 </p> <p> 2) 採用企業に対する卒業生の学習成果アンケート調査 本学を卒業した学生が、ディプロマ・ポリシーにて涵養する能力、資質、行動特性がどの程度身に付いているか客観的に分析するため、2023年3月に本学を卒業した学生を採用いただいた企業等に対し、「企業による卒業生の学習成果達成状況アンケート調査」を行った。学生が身につける能力・資質・行動特性といったディプロマ・ポリシーの要素毎に、本学を卒業した学生はそれらが身につけているかの評価を依頼している。その結果を教授総会で報告し、今後、教育プログラムの責任者である学科主任は、自己点検・自己評価を行う予定である。 </p> <p> 3) 教育効果の自己点検評価 授業担当教員は、授業科目終了後「山陽小野田市立山口東京理科大学教育効果自己点検項目」に基づいて、成績評価の割合、シラバスの遵守、試験難易度の適正評価、教授法の改善の自己点検・評価を行い、その結果を「教育効果測定結果報告書」にまとめ、FD委員長に提出することが義務付けられている。FD委員会では、教育効果の測定結果を点検し、その結果を「FD活動報告書」にまとめ学長に報告している。 </p>
自己評価	<p> ディプロマ・ポリシーの見直し及び教育課程の改編、授業内容の見直しを行うなど、PDCAサイクルが機能している。今後、卒業後の学生に対してディプロマ・ポリシー達成度に対するアンケート調査を継続的に実施し、身に付けた能力・資質・行動特性が「企業や社会活動に役に立っているか」の視点も含め自己点検を行う。 </p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディプロマ・ポリシー達成度の学生自己評価アンケート調査結果報告書 ・ 企業に対する本学学生のディプロマ・ポリシー達成度のアンケート調査報告書 ・ 教育効果測定結果報告書 ・ 教育プログラムの改善計画報告書

タイトル (No. 4)	データサイエンスに関する教育研究水準の向上を図る取り組み
分析の背景	Society5.0に向け、これまでに増して社会から求められる数理・データサイエンス・AIに関する素養を在籍する学部学科を問わず身につけることができるよう全学的に努めている。
分析の内容	<p>1) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの設置 本学ではデータサイエンスの素養を持つエンジニア的なセンスを持つ薬剤師育成や、健康面を考慮した設計基準で新商品開発ができるエンジニア育成などを目指し、数理・データサイエンス・AI教育プログラムを設置した。このプログラムは在籍する学部学科を問わず数理・データサイエンス・AIに関する科目を受講できるプログラムであり、学部横断的なプログラムである。 この取り組みが認められ2021年には数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度においてリテラシーレベルの認定、リテラシーレベルプラスの選定を受けている。</p>  <p>2) 学生への学習支援と実践 本学では、全学的学習支援システムを導入し講義の復習支援、授業のオンデマンド配信、学生の履修管理、学習教育目標の達成度確認、学生による授業評価アンケート実施等を、e-PortfolioやLMS(Learning Management System)上で行っている。 実習を通して、社会や企業と交流し、その実情を知り、仕事に対する関心や働く意識を高め、社会人としての能力やマナーを身につけるとともに、社会における数理・データサイエンス・AIの必要性を知り、実践する機会として、インターンシップを積極的に推奨している。</p> <p>3) 自己点検 本学では、毎年このプログラムを受講している学生数の調査、学生へのアンケート、企業へのアンケート等を通して自己点検を実施している。その結果を受け、全学的な履修者数の増加や履修率の向上に向けた施策を検討し実施している。その結果2021年度・2022年度においては構成する科目の増加を実施し、2023年度には全学生に配布する冊子等に本プログラムの履修について掲載した。なお、履修者数等の実績の推移については、自己点検評価書にまとめ、公開している。</p> <p>4) 数理情報科学科及び大学院数理情報科学専攻 2023年度にはさらなる情報系教育の充実を図るため、工学部に数理情報科学科を設置し、翌年2024年には大学院に数理情報科学専攻を設置した。 数理情報科学科の新設により既存学部との共同研究等を含めたデジタル×工学×薬学による実践応用教育を実施し、課題解決型AI人材の輩出を目指している。</p>
自己評価	<p>本学では文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、リテラシーレベル及びリテラシーレベルプラスの認定及び選定を受けており、一定の水準までの教育はなされていると考える。 しかし、応用基礎レベルの申請については、一部の学科で申請要件を満たしていないという課題があり2023年度より改善を行った。この実績をもって2024年度には応用基礎レベルへの申請を予定している。</p>
関連資料	<p>数理情報科学科 Web サイト、 数理情報科学専攻 Web サイト、 数理・データサイエンス AI 教育プログラム Web サイト 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム自己点検 数理データサイエンス AI 教育プログラム自己点検アンケート</p>

タイトル (No. 5)	教育研究の質向上を図るための外部資金獲得支援の取組み																																																																							
分析の背景	研究力の向上や教育環境の充実を図るための一つ的手段として、科研費を始めとする外部資金の獲得を推進している。様々な取組みにより獲得した資金を活用することにより、先進的な研究の推進と研究活動を通じた質の高い教育の提供に努めている。																																																																							
分析の内容	<p>1) 研究費獲得に向けた支援</p> <p>研究力の向上を図るため、科学研究費助成事業（科研費）を始めとする競争的研究費の獲得の支援に全学を挙げて注力してきた。これまでの科研費採択の実績を鑑みると、令和3年度の採択率は14.8%（採択9件/応募61件）と全国平均を下回る水準であった。そこで2022年度から、研究費資金獲得支援に精通する人材を特命教授として登用し、採択件数の増加を図ってきた。毎年度、教職員向けに学内セミナーを開催し、応募時には教員に対して申請書作成の推敲支援を行った。これらの取組により、2023年度の採択率は27.0%（採択17件/応募63件）と全国平均と同程度の水準に向上した。</p> <p>この他、大学の研究成果を地域社会の発展に繋げるため、産業界との窓口として産学連携コーディネーターを配置し、技術相談に応じるとともに企業ニーズと大学の研究シーズのマッチングを図ってきた。これらの取組みにより、外部資金の獲得額は年々増加している。2022年度からの過去4事業年度の外部資金受入状況は別表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="917 470 1372 817"> <caption>外部資金等の受入状況 (単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">科研費</td> <td>件数</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>60</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>71,578</td> <td>67,591</td> <td>70,951</td> <td>90,523</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助金等</td> <td>件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>6,812</td> <td>6,637</td> <td>34,118</td> <td>712,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託研究・受託事業</td> <td>件数</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>39,389</td> <td>23,948</td> <td>36,889</td> <td>53,498</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄附金・研究助成金</td> <td>件数</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>25,925</td> <td>24,593</td> <td>21,550</td> <td>10,905</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同研究</td> <td>件数</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>28,309</td> <td>18,663</td> <td>19,706</td> <td>35,035</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数</td> <td>140</td> <td>125</td> <td>123</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>172,013</td> <td>141,432</td> <td>183,214</td> <td>902,661</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新規及び継続事業の金額を計上（繰越額は含まず） ※0円契約、契約延長の場合も件数に計上。 ※表中の科学研究費補助金は文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に係るもの</p> <p>2) 教育環境の充実に向けた支援</p> <p>研究費獲得に加えて、教育面での充実を図るためにも資金獲得に努めてきた。令和6年度の工学部医薬工学科及び工学研究科数理情報科学専攻の新設に際しては、関係部署の職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」へ応募し、その結果、本学の事業計画は「特筆すべき内容がある」として、多数の項目で評価され、2つの種目で総額12億円分の採択を受けた。この他、文部科学省事業「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」、「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」、「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」に採択されており、これらの補助事業を活用することにより、2025年の完成を予定している新教室棟をはじめとした施設整備等により良い教育環境の整備を着実に遂行している。</p> <p>3) 若手研究者等の支援</p> <p>先進的な研究活動の原動力となる若手研究者の成果創出や研究費獲得拡大を図るため、2022年度から学長の下に若手研究者育成事業ワーキンググループを設け、科研費採択に至っていない若手研究者を対象とした学内公募制度「若手研究者育成事業」を実施した。科研費若手研究の新規採択件数は、2021年度2件（応募6件）に対して、2023年度4件（応募10件）に向上した。この他にも2020年度から「女性研究者支援制度」など多面的な研究支援を行っている。また、毎年3月に研究成果報告会を開催し、研究者や学生が分野を越えて議論する場を設けることにより、活気のある研究風土を醸成するとともに、これらを通じて研究水準の向上を図っている。</p>	区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	科研費	件数	62	64	60	66	金額	71,578	67,591	70,951	90,523	補助金等	件数	1	1	4	4	金額	6,812	6,637	34,118	712,700	受託研究・受託事業	件数	22	17	19	14	金額	39,389	23,948	36,889	53,498	寄附金・研究助成金	件数	26	28	22	16	金額	25,925	24,593	21,550	10,905	共同研究	件数	29	15	18	16	金額	28,309	18,663	19,706	35,035	合計	件数	140	125	123	116	金額	172,013	141,432	183,214	902,661
区分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																																																																				
科研費	件数	62	64	60	66																																																																			
	金額	71,578	67,591	70,951	90,523																																																																			
補助金等	件数	1	1	4	4																																																																			
	金額	6,812	6,637	34,118	712,700																																																																			
受託研究・受託事業	件数	22	17	19	14																																																																			
	金額	39,389	23,948	36,889	53,498																																																																			
寄附金・研究助成金	件数	26	28	22	16																																																																			
	金額	25,925	24,593	21,550	10,905																																																																			
共同研究	件数	29	15	18	16																																																																			
	金額	28,309	18,663	19,706	35,035																																																																			
合計	件数	140	125	123	116																																																																			
	金額	172,013	141,432	183,214	902,661																																																																			
自己評価	科研費を始めとする競争的資金や民間企業との共同研究費の獲得金額は堅調に増加していることから、上記の取組みが着実に効果を表していると考えている。一方、大型研究資金の獲得に至っていない点が課題である。																																																																							
関連資料	・大学要覧2023																																																																							

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>山陽小野田市立山口東京理科大学は、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。</p> <p>また、教育及び研究とともに、地域創生における「知のローカル・ハブ」という役割を果たし、地域社会と地域産業の振興・発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学となることを基本姿勢としている。</p> <p>在籍する学部学科に関わらず、数理・データサイエンス・AIに関する科目を履修することを可能とした学部横断型の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」では、地域社会と地域産業を題材に、データサイエンスを日常の生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を身に付ける教育を行っている。</p> <p>設立母体である山陽小野田市から提示された中期目標のうち、「地域社会との連携、地域貢献に関する目標」の達成に向け、本学の中期計画では次の取組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化 ・ 産業界との連携 ・ 政策形成等へ貢献するシンクタンク機能の発揮 ・ 学生の地元定着 	<p>これらの計画を実現するため、地域に貢献する特色ある教育研究を組織的に行っているが特に重要と考える活動は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 地域産業の技術的課題をテーマにした産学官連携プロジェクト型教育 2) 地域が抱える課題を学生が解決する「地域卒業研究」 3) 山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」 4) 医薬品産業向け人材育成・確保プログラム実践の取組 5) 山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師育成プログラム
---	---

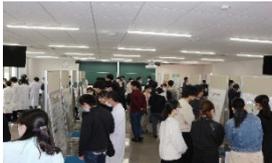
2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	地域産業の技術的課題をテーマにした産学官連携プロジェクト型教育	45
2	地域が抱える課題を学生が解決する「地域密着型卒業研究」	46
3	山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」	47
4	医薬品産業向け人材育成・確保プログラム実践の取組	48
5	山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師育成プログラム	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	地域産業の技術的課題をテーマにした産学官連携プロジェクト型教育
取組の概要	<p>「地域のキーパーソンを育成する」という本学の目的を達成するため、市内企業、商工会議所、自治体と連携し、地域産業の課題を発見し、解決に向けたプロセスを明らかにする産学官連携プロジェクト学習「地域技術学」を、公立大学初年度の2016年度から開講している。山陽小野田市内の企業が抱える技術的課題について、学生がグループで現地を見ながら現実を学びつつ、ブレインストーミングやKJ法、SWOT分析などのツールを駆使して、課題の解決方法を検討し発表を行う、正課の授業科目である。</p>
取組の成果	<p>学生は、授業科目「地域技術学」を履修することにより、企業が抱えている技術的な課題を具体的かつ明確に把握し、課題解決に向けたプロセスを論理的に構築することにより「考え抜く力」を身に付け、異なる学科の異なる専門分野の学生とのグループワークを通して、自分の意見をわかりやすく伝える、相手の意見を丁寧に聴くといった「チームで働く力」を身に付け、実際の課題に取り組むことを通じて主体性や実行力といった「前に踏み出す力」を身につけることを目的としている。この三つの力は経済産業省が提唱する「社会人基礎力」であり、本科目はこの力を身に付けることを目指している。</p> <p>地域技術学の受講対象は、工学部の全ての学科の3年生を対象に開講し、各学科の実務家教員を中心とした教員団を編成している。</p> <p>学生は、企業による課題説明、企業との質疑応答、企業を訪問して課題の現場を確認・調査、グループワークを通して、企業の課題を整理し、解決策を検討し、プレゼンテーション資料を作成し、企業に解決策を提案する。具体例を挙げると、産業廃棄物の中間処理を行う企業では、焼却処理時の冷却水を得る貯水池にアオコが発生し、冷却水として使用できなくなるといった課題があった。学生は中間処理業者を訪問し、現場や現物を見て、現実を学び、アオコ発生の要因を分析した上で、複数の解決策を見出した（プロペラを用いた水循環、遮光シート・フロートを活用した日光の遮断、微生物を用いた栄養塩の除去、アオコの物理的除去、吸着剤を用いたアオコの吸着など）。解決策について、コストや労力、環境影響などからメリット・デメリットを比較・検討し、遮光シートによる日光遮断によるアオコ発生抑制方法、微生物による栄養塩の除去を選択し、実施方法を企業に提案した。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   <div style="margin: 0 10px;"> <p>← チームで課題を抽出・分析</p> <p>課題解決策を企業様に発表 →</p> </div>  </div> <p>学生は、企業との質疑応答やグループワークを重ねて解決策を検討し、具体案を作成するが、最終発表に際しては、山陽小野田市長や同副市長、協力いただいた企業の関係者、山口県産業技術センター元理事長から講評を受けている。年度によっては地域の商工会議所（小野田商工会議所、山陽商工会議所）や地域の主要企業の経営者（長州産業、永山酒造など）から地域産業を取り巻く環境を学ぶ場も設け、学生の提案に公表頂く機会を設けている。毎年度、地域技術学の取り組み状況を「地域連携・社会貢献レポート」にまとめ、ホームページに掲載して積極的な発信に努めている。年度により、山陽小野田市役所及び市内公共施設にて公表し、大学における地域向けのイベントで地域技術学の成果を発表している。</p>
自己評価	<p>学生の提案を聞いた県産業技術センターの元理事長からは、KJ法、SWOT分析といったツールの活用や学生の熱意、そして技術的な解決策の提案を評価しているとのコメントがあった。科目で見に付けることを目指した社会人基礎力については、学生への調査から5件法（1低→5高）で平均4.3となっており、科目の目的も一定程度達成しているものと考えられる。ただし、毎年課題を解決しつつ進めているものの、受講生が増加し、グループワークの人数が7名程度とやや多くなり、主体的な参加をしにくくなり、グループ数が増えることで学生の発表時間や企業との意見交換時間が短縮されるといった課題もある。今後も学科の増加が見込まれることもあり、課題を解決しつつ、地域に貢献しつつ、社会人基礎力を身に付けることができる科目にしていきたいと考えている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>地域技術学</u>」シラバス ・<u>山陽小野田市立山口東京理科大学地域連携・社会貢献レポート</u> ・<u>山陽小野田市立山口東京理科大学事業報告書</u> ・<u>ループリック</u>

タイトル (No. 2)	地域が抱える課題を学生が解決する「地域密着型卒業研究」
取組の概要	公立化を契機に、地域に関連する卒業研究テーマに取り組んでいる学生に対し、「地域卒業研究費」の加算配分として「地域密着型卒業研究テーマ奨励制度」を導入している。(申請は学生を指導する教員)
取組の成果	<p>1) 採択までの流れ</p> <p>①加算配分希望者の募集 加算配分を行うことを周知し、希望者を募集した。 加えて、本学の基本理念の1つである「波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進」を示す観点から、地域企業との連携を進めるテーマや、企業との共同研究のきっかけとなり得るようなテーマも対象とした。 募集時期は、過年度は12月頃であったが2023年度から5月に変更し、卒業研究及び研究費が計画的に実行・遂行出来るよう改善した。 対象となる研究は、(ア)地域活性化(山陽小野田市及び山口県)に繋がる研究テーマ、(イ)地方創生(山陽小野田市及び山口県)に繋がる研究テーマとした。 2023年度は、8件程度(予算総額80万円)で、(研究テーマ1件あたりの上限を10万円とし、)山陽小野田市等、地域に着目した新規の研究テーマに支援を行った。 また、将来的に地域企業との連携を進める方針のあるものや、企業との共同研究のきっかけとなり得るようなテーマに対しても支援の対象とした。</p> <p>②応募申請書類の審査 申請書類を地域連携・生涯学習課で取り纏め、地域連携センター運営委員会において審議し、採択を決定している。 2023年度は、15テーマ(13研究室)の応募申請があり、地域貢献に積極的な「卒業研究」であること、また、学生の教育的視点(ヤル気)を考慮して、15テーマ全てを採択した。</p> <p><過去の実績> 平成29年度は6研究室(計8テーマ)、平成30年度は10研究室(計20テーマ)、令和元年度は8研究室(計10テーマ)、令和2年度は4研究室(計4テーマ)、令和3年度は6研究室(計8テーマ)、令和4年度は11研究室(計21テーマ)</p> <p>③審査結果と実験実習費加算配分の通知 ・7月の地域連携センター運営委員会での承認後、応募申請者に対し、採択結果を通知した。 ・採択した研究テーマの一例として「手指衛生に及ぼす流水の流量の影響」では、手荒れなどがある場合、流量(8L/分以上)が大きい水道水での手洗いが勧められることが判明し、その結果市内の公共施設の手洗い場での改善につなげた。</p> <p>2) 研究成果の発表 コロナ禍以前は、地域に関わる教育・研究成果の展示として、山陽小野田市役所や山陽小野田市立中央図書館等にて展示のみを行っていたが、研究者と直接討論出来る場を設けた方が、より研究成果が深まると考え、2022年度から学内での研究成果発表会において、ポスターセッションにて発表を行う事業とした。</p> <div data-bbox="1165 1411 1396 1568" data-label="Image"> </div> <p>(学生によるポスター発表の様子)</p>
自己評価	ポスターセッション形式とすることで、学生が積極的に発表できる機会となり、学生からも「自己研鑽につながる場になった」という好評を得た。 また、市や商工会議所等から研究成果発表会の参加もあり、本学の研究活動の振興を図るとともに、地(知)の拠点として、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献する取り組みとなっている。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度(2023年度)実験実習費「地域卒業研究費」加算配分の募集 ・令和5年度(2023年度)実験実習費「地域卒業研究費」の加算配分申請一覧 ・令和5年度研究成果報告会の開催案内 ・「卒業研究」シラバス ・地域連携センター規程 ・採択結果(課題選考)

タイトル (No. 3)	山陽小野田市立山口東京理科大学「地域課題解決研究事業」
取組の概要	<p>本学の研究活動の振興を図るとともに、地（知）の拠点として、地域産業の振興や地域の発展、及び地域貢献するために実施するものである。</p> <p>研究テーマは、大学教員が問題提起し取り組むものや、市内・県内の公共的団体から寄せられた課題に取り組むものなど様々であるが、その研究成果は広く地域に還元している。</p>
取組の成果	<p>一件あたりの研究事業費の上限を 50 万円とし、本学教員による研究の成果を期待する地域産業の振興や地域課題の解決に資する研究課題を単年度、幅広く募集している。</p> <p>【目 的】市民及び市内等の地方公共団体、公的機関、公共的団体、企業等が抱える地域課題を解決し、その研究成果を地域に還元する。</p> <p>【研究内容】本学教員等及び市民、市内等の地方公共団体、公的機関、公共的団体等から提案された地域課題に本学教員が単独で又は共同で取り組む研究 (教):教員が提案した課題、(公):公共団体等から提案の課題</p> <p>1) 採択までの流れ</p> <p>①公共団体等に対し課題を募集(4月下旬) 市内等の公的機関、公共的団体に対し、本学教員による研究の成果を期待する地域産業の振興や地域課題の解決に資する研究課題の提案を募集</p> <p>②本学教員に対し、ア、イについて取り組む者を募集(5月中旬) ア 教員等が提案し、課題に取り組む イ 公共団体等から提案された、課題に取り組む</p> <p>③応募申請書類の審査 ・申請書類を地域連携・生涯学習課で取り纏め、地域連携センター運営委員会において審査し、採択課題を決定 ・2023年度は、ア.教員からの提案7件、イ.公共団体等からの提案2件の応募があった。 ・地方公共団体等との連携によって、研究成果が活用され、産業の発展に寄与することは、本学が果たす社会的な責務のひとつであり、審査の結果、山口県・山陽小野田市のIT・DX等に関する貢献として、教員からの課題2件(教1、教6)、公共団体等からの課題2件(公1、公2)の計4件の研究事業を採択。</p> <p>④審査結果と実験実習費加算配分の通知 ・7月の地域連携センター運営委員会での承認後、応募申請者に対し、採択結果を通知した。 ・採択した研究テーマの一例として「やまぐち情報スーパーネットワークを用いた研究加速化実証研究」では、本ネットワークを活用し、他大学の高性能顕微鏡を遠隔操作し、生体組織観察と遺伝子解析の加速化が可能となった。</p> <p>2) 研究成果の発表 過年度は教員による発表会を実施してきたが、2020年度からは、プレゼン能力の向上を目指し、教員のみならず、研究室所属の学生も、ポスターセッションの発表会を行っている。 また2022年度は、本地域課題解決研究事業に加え、若手研究やダイバーシティ推進に係る事業・卒業研究と合同で発表会を開催し、参加対象事業を広げることで、外部の参加者も増え充実強化を図った。</p> 
自己評価	<p>研究の条件として、成果は広く公表することとしており、研究成果発表会には、市や公共団体等の参加があり、研究成果を広く地域に還元できた。また、学生の発表は、研究意欲を刺激している。</p> <p>結果、外部の共同研究者等から好評を得ており、引き続き、より充実した共同研究の要望が寄せられている。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度「地域課題解決研究事業」公共団体等への課題募集要項 ・ 令和5年度「地域課題解決研究事業」学内に対する課題募集要項 ・ 令和5年度「地域課題解決研究事業」応募課題及び採択一覧 ・ 「令和5年度研究成果発表会」について ・ 地域連携センター規程 ・ 採択結果(課題選考・配分額)

タイトル (No. 4)	医薬品産業向け人材育成・確保プログラム実践の取組																																																																													
取組の概要	<p>山口県は、武田薬品工業株式会社光工場や田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場をはじめとする一部上場の製薬企業の工場が数多く立地しており、医薬品最終生産金額約7,000億円(全国4位 2022年)、原薬生産金額約700億円(全国1位 2018年)で、国内有数の医薬品生産県である。また、医療機器や医薬部外品、化粧品を製造しているメーカーも立地している。</p> <p>そのような中、山口県(行政)や県内医薬品業界(山口県製薬工業協会)から、本学に対して、薬剤師や工学生の人材輩出や連携強化等を切望されている。そこで、その期待に応えるべく本学では山口県、山口県製薬工業協会の産学公連携による医薬品産業界への人材育成・就職等の支援のためのプログラム(GMP※カレッジプログラム)の作成・実践を目的とした事業を実施するとともに、結果について毎年度、冊子等を作成し、教職員や全学生に配布・報告している。</p> <p>(※GMP: Good Manufacturing Practiceの略称で、医薬品原料仕入れから製品の出荷までの製造管理及び品質管理の法的基準)</p>																																																																													
取組の成果	<p>2018年度に薬学部が開設後、次年度(2019年度)から、県の委託事業として開始している。</p> <p>1) 医薬品業界への人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品製造所は法律上薬剤師が製造管理者として必要であること、製薬企業内で多くの薬剤師が活躍していること、製薬企業は、薬剤師だけでなく多種多様な工学人材が必要であることを踏まえ、プログラム内容を検討し実施した。 <p>○プログラム内容 【成果】合計 1,282人受講(以下の表参照)</p> <table border="1" data-bbox="338 969 791 1160"> <thead> <tr> <th>薬学部</th> <th>工学部</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年生</td> <td rowspan="3">3,4年生</td> <td>GMP実務研修 ・ 製薬現場でのケーススタディ等 ・ 発表、意見交換</td> </tr> <tr> <td>4年生</td> <td>GMP実務研修 ・ 製薬現場のデータ活用事例等 意見交換</td> </tr> <tr> <td>3年生</td> <td>専門医学 (製造所・製薬事例紹介) 講義、質疑</td> </tr> <tr> <td>2年生</td> <td>2年生</td> <td>基礎薬学 (製薬データ分析活用事例等) 講義、質疑</td> </tr> <tr> <td>1年生</td> <td>1年生</td> <td>基礎薬学 (くすりともノゾづくり) 講義、質疑</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="810 963 1398 1149"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年生(研修)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>4年生(研修)</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>3年生(座学)</td> <td></td> <td>30</td> <td>129</td> <td>113</td> <td>100</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>2年生(座学)</td> <td>42</td> <td>60</td> <td>117</td> <td>89</td> <td>120</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>1年生(座学)</td> <td>62</td> <td>71</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>69</td> <td>442</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5の「1年生(座学)」は、工学生を含む</p> <p>2) 県内医薬品産業への就職支援体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業就職セミナー開催と個別相談体制 <div data-bbox="432 1249 1214 1422">  <p>※就職セミナーの様子 ※</p> </div> <p>県製薬工業協会事務所(大学内)及び事務所内での個別相談の様子</p> <p>【成果】・就職セミナー参加者(4~6年生対象)</p> <table border="1" data-bbox="395 1507 999 1608"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4.11</th> <th>R5.2</th> <th>R5.11</th> <th>R6.2</th> <th>延べ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内企業数</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>学生数</td> <td>60</td> <td>52</td> <td>66</td> <td>25</td> <td>203</td> </tr> </tbody> </table> <p>・個別相談件数</p> <div data-bbox="1046 1507 1382 1585"> <p>4件 (R5 から試行的に開始)</p> </div>	薬学部	工学部	内容	5年生	3,4年生	GMP実務研修 ・ 製薬現場でのケーススタディ等 ・ 発表、意見交換	4年生	GMP実務研修 ・ 製薬現場のデータ活用事例等 意見交換	3年生	専門医学 (製造所・製薬事例紹介) 講義、質疑	2年生	2年生	基礎薬学 (製薬データ分析活用事例等) 講義、質疑	1年生	1年生	基礎薬学 (くすりともノゾづくり) 講義、質疑		R元	R2	R3	R4	R5	計	5年生(研修)				6	8	14	4年生(研修)			9	10	7	26	3年生(座学)		30	129	113	100	372	2年生(座学)	42	60	117	89	120	428	1年生(座学)	62	71	120	120	69	442		R4.11	R5.2	R5.11	R6.2	延べ数	県内企業数	4	6	8	4	22	学生数	60	52	66	25	203	
薬学部	工学部	内容																																																																												
5年生	3,4年生	GMP実務研修 ・ 製薬現場でのケーススタディ等 ・ 発表、意見交換																																																																												
4年生		GMP実務研修 ・ 製薬現場のデータ活用事例等 意見交換																																																																												
3年生		専門医学 (製造所・製薬事例紹介) 講義、質疑																																																																												
2年生	2年生	基礎薬学 (製薬データ分析活用事例等) 講義、質疑																																																																												
1年生	1年生	基礎薬学 (くすりともノゾづくり) 講義、質疑																																																																												
	R元	R2	R3	R4	R5	計																																																																								
5年生(研修)				6	8	14																																																																								
4年生(研修)			9	10	7	26																																																																								
3年生(座学)		30	129	113	100	372																																																																								
2年生(座学)	42	60	117	89	120	428																																																																								
1年生(座学)	62	71	120	120	69	442																																																																								
	R4.11	R5.2	R5.11	R6.2	延べ数																																																																									
県内企業数	4	6	8	4	22																																																																									
学生数	60	52	66	25	203																																																																									
自己評価	<p>薬学生(第一期生)の県内就職は、県内出身者の50%だったが、県内製薬企業への就職はほとんどなかったことから、今後、GMPカレッジ講習会の交流機会拡大、製薬関連展示会等への参加、製薬企業で働く先輩との交流の増加等、新たな取組を図る予定である。</p>																																																																													
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県 GMP カレッジ令和5年度(2023年度)実施報告 ・ 令和5年度 第1回山口県 GMP カレッジ推進会議 ・ 令和5年度 第1回山口県 GMP カレッジ推進会議 概要 ・ じほう社 Pharm Tech Japan 臨時増刊号「法令順守・承認書遵守とGMPの要点整理」雑誌 ・ 薬工連携 GMP カレッジ・キャリア支援について (山口県薬務課リンク先) 他 																																																																													

タイトル (No. 5)	山口県が抱える薬剤師の地域偏在と在宅医療の問題を解決する先進的な薬剤師育成プログラム
取組の概要	<p>山口県は高齢化・過疎化が著しく、医療従事者の高齢化と地域偏在といった医療問題を抱えており、地域医療の確保と今後ニーズが高まる在宅医療への対応が急務となっている。本学は公立大学として地域において活躍できる薬剤師の養成を一つの命題としており、開学当初から県薬務課、県薬剤師会、県病院薬剤師会、地域医療機関等と密接に連携を取りながら薬学生教育に取り組んできた。これまでに培ってきた多くの組織との関係性を最大限に活かし、病院薬局実務実習を終えた薬学生を対象としたアドバンスコースとして「へき地の在宅医療実務実習」を導入している。それと並行し5GとXR（クロスリアリティ）のVR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用したへき地医療疑似体験教材を作成した。本事業を通じ、へき地医療の問題点を理解し、それらの解決にむけたマインドと実践力を有する薬剤師を育成するプログラムを実施している。</p>
取組の成果	<p>【具体的なプログラム内容】</p> <p>○実施組織及び情報開示について</p> <p>山口県が抱える薬剤師の地域偏差と在宅医療の問題を解決する先端的薬剤師養成プログラムの企画、運営、評価の組織は薬学部の独自組織である「実務実習委員会」が担当しており、教授総会で実施内容、実施状況を報告している。プログラム内容を以下に示す。</p> <p>1) へき地の在宅医療実務実習</p> <p>2024年度は山口県薬剤師会から推薦された2薬局を拠点として、へき地への在宅医療実務実習を実施し、実習終了後の指導薬剤師との意見交換、学生による到達度をルーブリック、日誌、プレゼンテーション資料により学習効果を評価した。</p> <p>また、本学から5Gを活用し、へき地の在宅医療実務実習を行う学生へオンラインで服薬指導を施行した。なお、同実習は自由科目として3単位を付与している。</p> <p>2) 「薬剤師論」の開講</p> <p>へき地・離島医療と薬剤師の在り方の紹介を目的として、種子島で薬局薬剤師として活躍する薬剤師を招聘し、日常の業務とその広がり（多職種連携）、離島医療の問題点についての講演を実施し、離島での医療への関わりや生活の様子を通して、離島においても都市部と変わらない薬剤師職能を発揮することが可能であること、都市部に比べ、患者、医療者、行政などがより密な関係をもって地域として患者をサポートできる点等に気づくことができ、離島へき地医療に対する関心が高まった。なお、同科目は薬学部の必修科目であるため、薬学部の学生全員が本プログラムに参加している。</p> <p>3) オンライン服薬指導</p> <p>本学の5G環境教室エリアにおいて、オンライン服薬指導演習を実施した。演習は薬剤師役と患者役に分け、3つのシナリオ（①服用薬の理解良好②服用薬への不安傾向③服用薬の処方への嫌悪感あり）におけるオンライン服薬指導を体験した。各シナリオにおける患者役の学生の表情・声に対してAIによる感情解析を実施した。</p> <p>4) ARメガネの活用</p> <p>医薬品に記載されたバーコードを読み取ることで、スマートグラスにバーコードに記録された医薬品情報等を表示する仕組みを開発した。これにより、ハンズフリーの状態で添付文書や医薬品情報を閲覧し業務ができる環境基盤が構築された。本実装後には、薬学臨床事前実習、へき地在宅医療実務実習、地域薬剤師会等に取り入れ、その有効性と学習成果を評価する。</p>
自己評価	<p>本プログラムは文部科学省の「地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業」に採択されている。プログラムに参加した学生は、へき地在宅医療における薬剤師職能の理解が深まり、地域医療への薬剤師としての関りに関心を示す結果となった。また、オンライン服薬指導演習に参加した学生が薬剤師からの言葉かけや適切な指導による感情の変化をAIで分析数値化することにより、「薬学臨床事前実習」等で、より好ましい表情・言葉表現などに関する学習に活用することとした。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教育再生戦略推進費地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組事業公募要領 ・ 同プログラム申請プレゼンテーション資料 ・ 同プログラムの「カリキュラムマップ」 ・ 同プログラム令和5年度実施報告書 ・ 同プログラム評価資料

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記入欄		備考								
大学の名称		山陽小野田市立山口東京理科大学										
学校本部の所在地		山口県山陽小野田市大学通1-1-1										
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備考							
	工学部・機械工学科	2016年4月1日	山口県山陽小野田市大学通1-1-1									
	工学部・電気工学科	2016年4月1日	同上									
	工学部・応用化学科	2016年4月1日	同上									
	工学部・数理情報科学科	2023年4月1日	同上									
	工学部・医薬工学科	2024年4月1日	同上									
	薬学部・薬学科	2018年4月1日	同上									
					2016年4月私立大学から 公立大学へ移行							
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考						
工学研究科・工学専攻(M)		2016年4月1日	山口県山陽小野田市大学通1-1-1									
工学研究科・数理情報科学専攻(M)		2024年4月1日	同上									
工学研究科・工学専攻(D)		2016年4月1日	同上									
薬学研究科・薬学専攻(D)		2024年4月1日	同上									
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考							
	<input type="checkbox"/> 研究科 <input type="checkbox"/> 専攻 <input type="checkbox"/> 研究科 <input type="checkbox"/> 専攻											
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地		備考							
	<input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 別科											
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科(年度学生募集停止、在学生数 人)												
学士課程	学部・学科等の名称	基幹教員					基準数	うち教授数	助手	基幹教員以外 の教員 (専任を除く)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計						
	工学部機械工学科 計(a~d)	4人	4人	0人	0人	8人	8人	4人	人	人	—	
	a.	4人	4人	人	人	8人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	4人	4人	0人	0人	8人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	工学部電気工学科 計(a~d)	4人	1人	3人	0人	8人	8人	4人	人	人	—	
	a.	4人	1人	3人	人	8人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	4人	1人	3人	0人	8人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	工学部応用化学科 計(a~d)	5人	3人	2人	0人	10人	8人	4人	人	人	—	
	a.	5人	3人	2人	人	10人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	5人	3人	2人	0人	10人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	工学部数理情報科学科 計(a~d)	5人	3人	2人	0人	10人	8人	4人	人	人	—	
	a.	5人	3人	2人	人	10人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	5人	3人	2人	0人	10人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	工学部医薬工学科 計(a~d)	7人	2人	1人	0人	10人	8人	4人	人	人	—	
	a.	7人	2人	1人	人	10人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	7人	2人	1人	0人	10人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	薬学部薬学科 計(a~d)	19人	9人	9人	0人	37人	28人	14人	人	人	—	
	a.	19人	9人	9人	人	37人	—	—	—	—		
	b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	小計(a~b)	19人	9人	9人	0人	37人	—	—	—	—	人	
	c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—		
	その他の組織等(共通教育センター) 計(a~d)	7人	6人	1人	0人	14人	19人	人	人	人	—	
	a.	5人	4人	1人	人	10人	—	—	—	—		
b.	2人	2人	人	人	4人	—	—	—	—			
小計(a~b)	7人	6人	1人	0人	14人	—	—	—	—	人		
c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
△△課程 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	人	人	人	人	—		
a.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	人		
c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—			
[大学全体の取定員に応じた教員数]						—	—	—	—	—		

計		51人	28人	18人	0人	97人	19人	0人	0人	0人								
学部・学科等の名称	基 幹 教 員										助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数	備 考				
	教授	准教授	講師	助教	計	基幹教員	うち教授数	うち実務家基幹教員数	うち2項該当数	うちみなし基幹教員数					基準数	うち教授数	うち実務家基幹教員数	うち2項該当数
〇〇学部〇〇学科 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	人	人	—
a.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△△課程 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	人	—
a.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
b.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
c.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
d.	人	人	人	人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇〇学部〇〇専門職学科 計(a~d)	0人	0人	0人	0人	0人	人	人	0人	0人	0人	人	人	人	人	人	人	人	—
a.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
b.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(a~b)	0人	0人	0人	0人	0人	—	—	0人	0人	0人	—	—	—	—	—	—	—	—
c.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
d.	人	人	人	人	0人	—	—	人	人	人	—	—	—	—	—	—	—	—
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人	—	—	—	—	—	—
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤教員	備 考				
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計									
工学研究科 工学専攻(修士)	20人	15人	6人	26人	4人	3人	3人	7人	0人	3人	0人	3人						
工学研究科 工学専攻(博士後期)	12人	12人	1人	13人	4人	3人	3人	7人	0人	0人	0人	0人						
工学研究科 数理情報科学専攻(修士)	8人	5人	2人	10人	4人	3人	3人	7人	0人	0人	0人	0人						
薬学研究科 薬学専攻(博士後期)	13人	9人	4人	17人	8人	6人	6人	14人	0人	0人	0人	0人						
計	21人	14人	6人	27人	12人	9人	9人	21人	0人	0人	0人	0人						
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専 任 教 員										助手	非常勤教員	備 考				
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数									
□□研究科□□専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
法務研究科法務専攻	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人					
校地等	区 分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備 考						
		面積	座席数	面積	座席数	面積	座席数	面積	座席数	面積	座席数							
校舎敷地面積	—	—	66,083	—	—	—	—	—	—	—	66,083							
運動場用地	—	—	9,516	—	—	—	—	—	—	—	9,516							
校地面積計	—	—	75,599	—	—	—	—	—	—	—	75,599							
その他	—	—	28,723	—	—	—	—	—	—	—	28,723							
校舎面積計	—	—	39,008	—	—	—	—	—	—	—	39,008							
校舎	学部・研究科等の名称	室 数		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備 考						
		室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数							
工学部	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
薬学部	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
共通教育センター	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
教室等施設	区 分	講義室		演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設		備 考						
		室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数	室数	座席数							
本学キャンパス教室等施設	22	—	10	—	—	46	—	4	—	0	—							
△△キャンパス教室等施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
サテライトキャンパス等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積		閲覧座席数		電子ジャーナル(うち国外)		電子ジャーナルは本館・別館での特定不能なため大学全体での数		備 考								
		面積	座席数	座席数	座席数	種数	種数	種数	種数	種数	種数							
図書館本館	801.96	—	180	—	—	2,584	[1,000]	—	—	—								
図書館別館	278.49	—	78	—	—	—	—	—	—	—								
サテライトキャンパス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
計	64,588	[12,294]	150	[16]	—	2,584	[1,000]	—	—	—								
体育館	本学キャンパス	面積		座席数		備 考												
		面積	座席数	座席数	座席数	座席数	座席数											
—	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—								

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第41条）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 6 教育研究実施組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 基幹教員の数値は下記区分に基づき記載してください。
 - a. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの
 - b. 専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）
 - c. 専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）
 - d. 専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）
- 8 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（○○）」と記載し、基幹教員及び基幹教員以外の教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」の欄は「―」としてください。
- 9 教育研究実施組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第41条）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての基幹教員数や所属組織等を記入してください。
- 10 基幹教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合は基幹教員に算入しないでください。また、大学設置基準第9条における「授業を担当しない教員」についても含めないでください。
- 11 基幹教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第10条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第8条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 12 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「うち実務家基幹教員数」の欄については、大学設置基準第42条の3に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する基幹教員（実務家基幹教員）の教員数、「うちみなし基幹教員数」の欄については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う基幹教員以外の者（みなし基幹教員）の教員数を記入してください。
- 13 「専門職学位課程」のうち、「うち実務家専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「○○学部○○専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家基幹教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし基幹教員数」の欄は「―」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 大学設置基準第57条に定める教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例を受けている場合には、特例を受けた学部・学科・課程等の「備考欄」に特例の内容を簡潔に記載してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第9条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、基幹教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。

認証評価共通基礎データ様式【改正後基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
工学部	機械工学科	志願者数	716	361	567	381	231		
		合格者数	103	158	87	83	84		
		入学者数	63	64	67	71	64		
		入学定員	60	60	60	60	60	110%	
		入学定員充足率	105%	107%	112%	118%	107%		
		在籍学生数	266	265	260	263	268		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	111%	110%	108%	110%	112%		
	電気工学科	志願者数	558	403	503	372	131		
		合格者数	93	178	80	78	86		
		入学者数	61	71	64	66	65		
		入学定員	60	60	60	60	60	109%	
		入学定員充足率	102%	118%	107%	110%	108%		
		在籍学生数	247	264	260	266	268		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	103%	110%	108%	111%	112%		
	応用化学科	志願者数	769	669	601	457	212		
		合格者数	124	197	127	111	91		
		入学者数	84	80	83	86	62		
		入学定員	80	80	80	80	60	104%	
		入学定員充足率	105%	100%	104%	108%	103%		
		在籍学生数	336	335	340	331	316		
		収容定員	320	320	320	320	300		
		収容定員充足率	105%	105%	106%	103%	105%		
	数理情報科学科	志願者数				439	229		2023年度開設
		合格者数				79	78		
		入学者数				62	64		105%
		入学定員				60	60		
入学定員充足率					103%	107%			
在籍学生数					62	125			
収容定員					60	120			
収容定員充足率					103%	104%			
医薬工学科	志願者数					264		2024年度開設	
	合格者数					77			
	入学者数					62		103%	
	入学定員					60			
	入学定員充足率					103%			
	在籍学生数					62			
	収容定員					60			
	収容定員充足率					103%			
学部合計	志願者数	2,043	1,433	1,671	1,649	1,067			
	合格者数	320	533	294	351	416			
	入学者数	208	215	214	285	317			
	入学定員	200	200	200	260	300	107%		
	入学定員充足率	104%	108%	107%	110%	106%			
	在籍学生数	849	864	860	922	1,039			
	収容定員	800	800	800	860	960			
	収容定員充足率	106%	108%	108%	107%	108%			

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
薬学部	薬学科	志願者数	1,143	906	1,085	1,108	942		
		合格者数	205	222	197	190	182		
		入学者数	121	120	122	124	132		
		入学定員	120	120	120	120	120	103%	
		入学定員充足率	101%	100%	102%	103%	110%		
		在籍学生数	378	488	597	714	735		
		収容定員	360	480	480	720	720		
		収容定員充足率	105%	102%	124%	99%	102%		
学部合計	志願者数	1,143	906	1,085	1,108	942			
	合格者数	205	222	197	190	182			
	入学者数	121	120	122	124	132			
	入学定員	120	120	120	120	120	103%		
	入学定員充足率	101%	100%	102%	103%	110%			
	在籍学生数	378	488	597	714	735			
	収容定員	360	480	480	720	720			
	収容定員充足率	105%	102%	124%	99%	102%			

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
工学研究科(修士課程)	工学専攻(修士課程)	志願者数	19	34	21	41	31		
		合格者数	16	30	21	35	26		
		入学者数	15	22	17	31	24		
		入学定員	15	15	15	15	15	145%	
		入学定員充足率	100%	147%	113%	207%	160%		
		在籍学生数	37	38	39	48	56		
		収容定員	30	30	30	30	30		
		収容定員充足率	123%	127%	130%	160%	187%		
	数理情報科学専攻(修士課程)	志願者数					2		2024年度開設
		合格者数					2		
		入学者数					2		
		入学定員					15	13%	
		入学定員充足率					13%		
		在籍学生数					2		
研究科合計	志願者数					33			
	合格者数					28			
	入学者数					26			
	入学定員					30	87%		
	入学定員充足率					87%			
	在籍学生数					58			
	収容定員					45			
	収容定員充足率					129%			

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
工学研究科(博士後期課程)	工学専攻(博士後期課程)	志願者数	0	2	1	0	1		27%
		合格者数	0	2	1	0	1		
		入学者数	0	2	1	0	1		
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	0%	67%	33%	0%	33%		
		在籍学生数	3	2	3	3	2		
		収容定員	9	9	9	9	9		
収容定員充足率	33%	22%	33%	33%	22%				
研究科合計		志願者数	0	2	1	0	1		27%
	合格者数	0	2	1	0	1			
	入学者数	0	2	1	0	1			
	入学定員	3	3	3	3	3			
	入学定員充足率	0%	67%	33%	0%	33%			
	在籍学生数	3	2	3	3	2			
	収容定員	9	9	9	9	9			
収容定員充足率	33%	22%	33%	33%	22%				

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
薬学研究科(博士課程)	薬学専攻(博士課程)	志願者数					6		120%
		合格者数					6		
		入学者数					6		
		入学定員					5		
		入学定員充足率					120%		
		在籍学生数					6		
		収容定員					5		
収容定員充足率					120%				
研究科合計		志願者数					6		120%
	合格者数					6			
	入学者数					6			
	入学定員					5			
	入学定員充足率					120%			
	在籍学生数					6			
	収容定員					5			
収容定員充足率					120%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備考
工学部	機械工学科	入学者数(2年次)			2			
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	電気工学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	1		1			
		入学定員(3年次)						
	応用化学科	入学者数(2年次)			1			
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)			1	1		
		入学定員(3年次)						
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	3	0	0	
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	1	0	2	1	0		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		